

拡充 抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費

健康局結核感染症課（内線2097）

令和5年度概算要求額 50億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、全り患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。この備蓄目標から流通備蓄分1,000万人分を除き、国と都道府県で均等に備蓄する。

2 事業の概要、実施主体

	オセルタミビル (タミフル、オセルタミビルサワイ)		ザナミビル (リレンザ)	ラニナミビル (イナビル)	ペラミビル (ラピアクタ)	バロキサビル (ゾフルーザ)	合計
	カプセル	ドライシロップ					
国備蓄分	510	294.5	119.5	637	45.5	143.5	1,750
都道府県備蓄分	510	294.5	119.5	637	45.5	143.5	1,750
流通備蓄分	290	170	70	360	30	80	1,000
合計	1,310	759	309	1,634	121	367	4,500

備蓄薬の種類については、厚生科学審議会感染症部会決定（令和4年5月20日）を踏まえ、既存のオセルタミビルのカプセル及びドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル並びにペラミビルに加え、バロキサビルの備蓄を行い、多様化を図る。各薬剤の備蓄割合については、市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度等を踏まえる。

⇒ 令和5年度中に一部有効期限切れにより国の備蓄目標（1,750万人分）を下回るため、不足分について購入する。（令和3年度実績：1,750万人分を備蓄中）

拡充 **推進枠** 国立感染症研究所における検査・疫学調査等の体制の強化

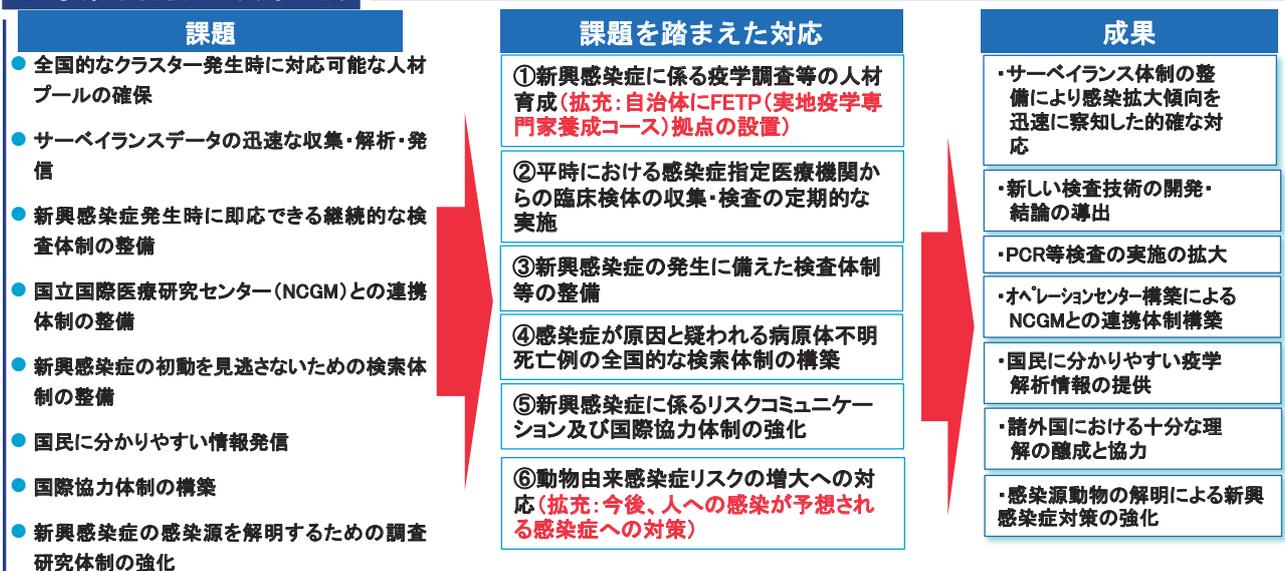
大臣官房厚生科学課（内線3812）

令和5年度概算要求額 4.9億円（4.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新興感染症のまん延防止を図るため、感染症を早期に探知し、有事においても、検査・疫学調査及び情報発信等を迅速・確実に実施できる体制を平時から構築する。

2 事業の概要 & スキーム



3 実施主体

国立感染症研究所

4 事業実績

○ 新興感染症に係る疫学調査等の人材育成
令和3年度 新興感染症に係る実地疫学養成プログラム修了者：4名

健康局健康課（内線2398）

新規 **推進枠** **保健所等の機能・体制強化（今後の保健所業務の在り方に関する検討等）**

令和5年度概算要求額 1.7億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 有事対応を行いながら通常業務を実施する際の保健所業務の現状や課題について、より詳細に実態調査を行い現状・分析等を実施することにより、これからの保健所業務のあるべき姿について検討を行い、保健所業務の改善を図る。
- ・ 地域の健康施策に関する課題の解決に困難を抱えている保健所に対して、先進的な取組を実施している保健所の例を活用し課題の解決を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ① 保健所業務に関する実態調査**
保健所業務（感染症の他、精神保健、難病、母子保健なども含む）に係る人材等の地域資源の活用状況やオペレーション、外部委託の実施状況、デジタル化の進捗状況等についての課題やこれまでも機能的な活動ができていた好事例を収集し現状の分析を行う。これらの収集・分析の結果を基に保健所が抱える課題を明確にし、有識者のヒアリングを行うなどして保健所業務の改善策につなげる。
- ② 保健所が抱える課題に対する支援**
有事対応における連携体制や平時対応に課題を抱える保健所に対し、先進的な取組を実施している保健所を参考に課題の解決を図るための支援等を行うとともに、有識者会議で課題の整理等を行いながら、モデル事業事例集等を整理した手引きを作成し、全国へ普及を図る。

3 実施主体

委託事業（民間団体等）

健康局健康課（内線2398）

拡充 **推進枠** **保健所等の機能・体制強化（地方衛生研究所の人材育成モデル事業の全国展開等）**

令和5年度概算要求額 8.6億円（6.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 今後、新興・再興感染症のパンデミックが発生した場合に十分な対応ができるよう、地方衛生研究所や保健所等の体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ① 地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
地方衛生研究所の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の全国展開を図る。
- ② 健康危機管理体制：派遣等に関する経費【増額】**
IHEAT（※）の整備やIHEAT登録者に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行う他、有事の際の地域保健活動に必要な派遣等の費用の支援を行う。
※健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された民間の医師、保健師、看護師等の外部専門家を保健所等に派遣し支援を行う仕組み。
- ③ 保健所：保健師に関する研修【増額】**
保健所で公衆衛生対策の中心を担う保健師（※）の人材育成の充実を図る。
※本庁や地衛研等の関係機関と調整等を行うなど保健所所長の補佐を行うレベルの保健師

3 実施主体等

- ① 地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
- ② 健康危機管理体制：派遣等に関する経費【増額】**
実施主体：都道府県、政令市、特別区
補助率：・IHEATの整備や研修等に要する経費 国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
・有事の際の派遣等の費用 国10/10
事業実績：令和3年度までのIHEAT登録者数 約3,500人
- ③ 保健所：保健師に関する研修【増額】**
I. 研修実施)
実施主体：国
II. 自治体職員の派遣)
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
事業実績：自治体向け保健師に対して6種の研修の実施

➤ 感染症危機に備えるための治療薬等の国際的な開発動向調査

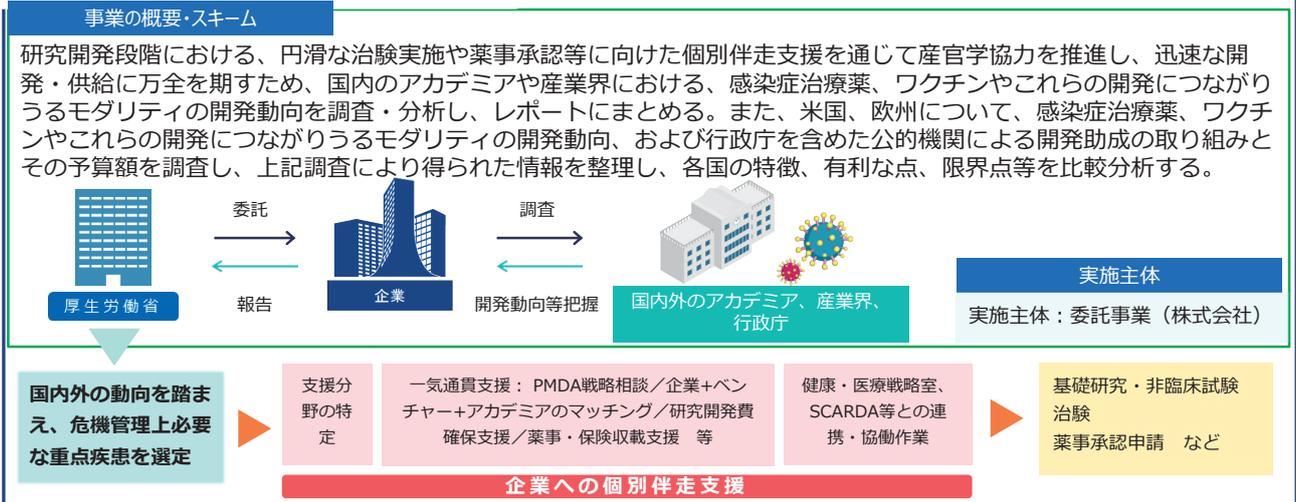
新規 推進枠 **国内外の感染症治療薬開発動向等調査事業** 医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線4056)

令和5年度概算要求額 **84**百万円 (ー) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新興・再興感染症等による将来の健康危機管理に備えるためには、平時から国内における感染症治療薬の開発及び製造能力を確保しておくことが必須。
- しかし、日本での感染症の発生状況から、感染症治療薬の国内での市場性及び開発の優先度は低い。開発能力の確保には、感染症以外の疾患も含めたわが国の創薬基盤の強化に加え、平時から海外で流行する感染症での国際共同治験を通じて、企業が開発の経験を重ねられるような支援や感染症に特化した治験ネットワークや国際連携の枠組みの形成・強化等の基盤整備が必要。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤ 新興・再興感染症に対する研究開発の基盤となる臨床情報等のデータベースの充実

新規 推進枠 **新興・再興感染症データバンク事業** 健康局結核感染症課 (内線2371)

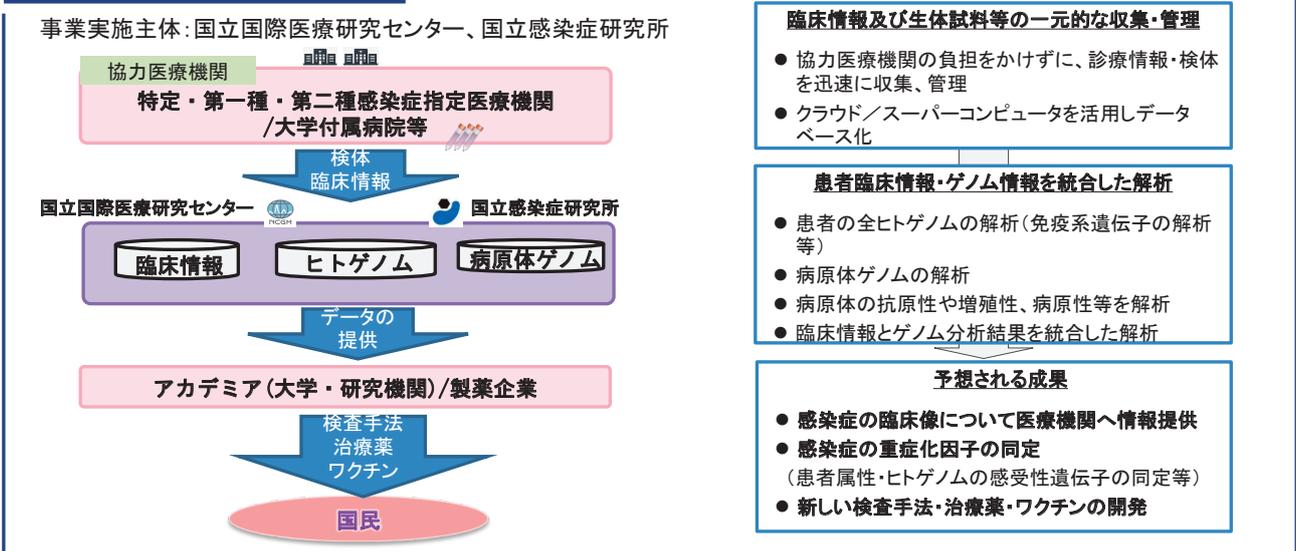
令和5年度概算要求額 **35**億円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和3年度補正予算額 34億円

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後新たに発生する新興・再興感染症に対し、根拠のある対策を迅速にとるため、臨床情報・検体等を収集し、検査方法等や治療薬・ワクチン等研究開発の基盤となるデータベースの充実に図る。

2 事業の概要・スキーム等



➤ アジア地域における臨床研究・治験ネットワーク等の充実

拡充 推進枠 **臨床研究・治験推進研究事業** (アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業) 医政局研究開発政策課 (内線4165)

令和5年度概算要求額 4.2億円 (3.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面(現地教育研修)及びハード面(現地拠点構築)の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業において整備した基盤の継続性の確保及び更なる拠点の整備を推進するとともに、臨床研究中核病院を中心とした国内の臨床研究支援人材育成強化に取り組むことにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。
- 特に、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(令和3年6月1日閣議決定)において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い(数千例から数万例規模)といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進
日本主導の国際共同治験の強化
治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 補助率: 10/10 事業実績: 採択件数2件 (令和4年度)
 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

➤ 予防接種のデジタル化、予防接種の有効性・安全性の調査研究のためのデータベース整備

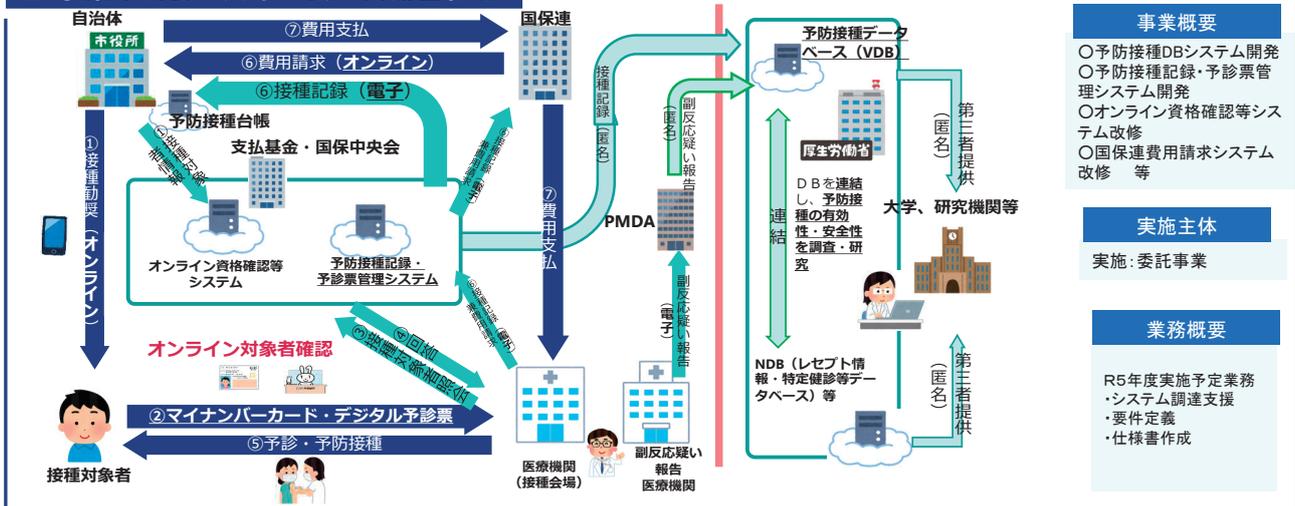
新規 推進枠 **予防接種デジタル化事業** 健康局予防接種担当参事官室 (内線2383、2388)

令和5年度概算要求額 3.9億円 (一) ※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

予防接種法に基づき、市区町村において予防接種が行われてきたが、接種対象者への勧奨は紙面を郵送により行い、その後予診票の記入や提出、接種記録、費用請求はすべて紙のやり取りにより管理されてきた。回収した予診票から接種記録の登録を行い、予診票は紙のまま管理しつつ、接種記録は予防接種台帳のデータとして情報が管理されている。紙の管理による事務負担や入カミスによる誤りのリスクを防ぐため、予防接種のデジタル化を実施する。予診票のデジタル化の実現の後に予防接種データベースの構築を目指すこととして、令和5年度以降に段階的に導入する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



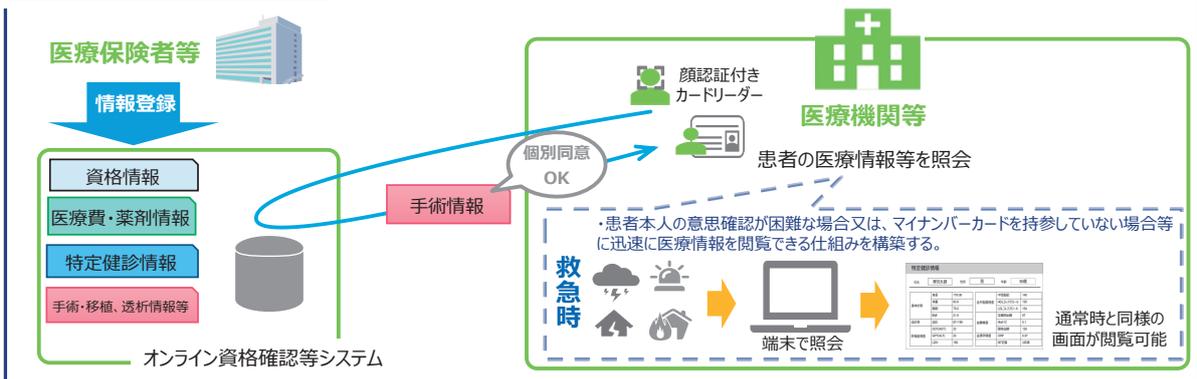
新規 推進枠 **電子カルテ情報の標準化の推進** (保健医療情報拡充システム開発事業) 医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線2683)

令和5年度概算要求額 7.7億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、「医療・介護分野での情報利活用の推進」では、「医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み」として患者本人が閲覧できる情報を本人同意の上で医療機関等でも閲覧可能とする仕組みを順次整備していくこととされている。
- 令和4年9月以降閲覧可能となる医療情報の中で手術情報は、他の情報よりも病名を推察することが容易であること等から、別画面で個別に同意を得る仕組みを構築する。
- また、救急搬送された患者の対応に関して、診療・薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施に資するよう、三次救急の場面などでは医療機関において一定の条件下で情報を閲覧可能とする仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

拡充 推進枠 **電子カルテ情報の標準化の推進** (高度医療情報普及推進事業) 医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線2683)

令和5年度概算要求額 92百万円 (33百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療の質の向上を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。
 - 1 標準病名マスター
 - 2 手術・処置マスター
 - 3 臨床検査マスター
 - 4 医薬品H0Tコードマスター
 - 5 看護実践用語標準マスター
 - 6 歯科病名マスター
 - 7 歯科手術・処置マスター
- 事業の拡充としては、各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

4 事業実績

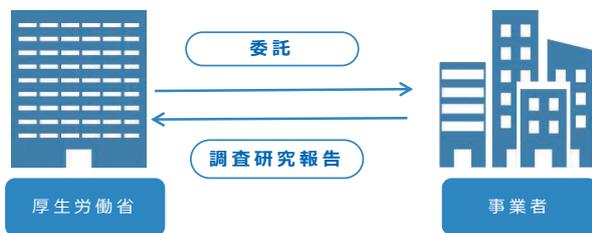
◆ 利用状況：65,803件 (77,067件)
 ※ 令和3年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和2年度分

令和5年度概算要求額 5.8億円 (5.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ データヘルス改革工程表に基づき、「患者自身の保健医療情報を閲覧できる仕組み及び全国で医療情報を確認できる仕組みの整備」や「電子カルテ情報の標準化」の取組を進めてきたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」の取組を進めることが明記されている。このため、異なる電子カルテの医療機関同士でも医療情報が共有できるよう、必要な電子カルテ情報を速やかに標準化し、その情報を全国の医療機関等及び患者本人が安全に閲覧できる仕組みの構築等を加速する。また、これらの情報を利活用する環境整備等に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



(実施主体) 一般競争入札等により決定する事業者
(対象経費) 委託費(人件費、謝金、旅費など)
(補助率) 定額

3 事業実績

◆ 委託数: 6件 (4件)

※ 令和3年度委託実績件数、括弧は令和2年度分

➤電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備の推進

令和5年度概算要求額 14億円 (-)

※()内は前年度当初予算額

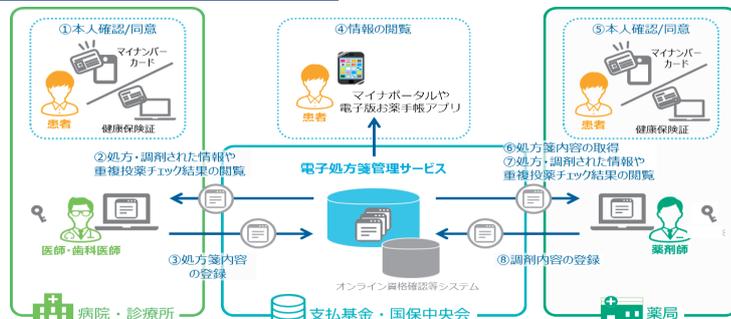
令和2年度第3次補正予算: 電子処方箋管理サーバー構築事業 (38.0億円)

令和3年度補正予算: 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備 (9.3億円)

1 事業の目的

電子処方箋管理サービスは個人の身体・健康に関する情報を取り扱うとともに医薬品の処方に直結するという性質上、一度、不具合等の問題が発生した場合、患者をはじめとした関係者に甚大な影響が及ぶ恐れがある。令和5年1月から導入が開始される電子処方箋管理サービスについて必要なシステムの改修、システムの動作や運用に関して検証作業を実施のうえ、その結果をフィードバック、全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダ及び一般国民に対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施し安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行う。

2 事業の概要・スキーム



1. 電子処方箋管理サービスの円滑運用に向けた環境整備

- 電子処方箋管理サービスの追加開発・改修費用、運用開始後に新たに整備が必要となる追加システムの開発及び改修要する費用
- 電子処方箋管理サービスの稼働準備支援等
・システム設計・開発費等の工程管理
・運用開始直後のフォローアップに要する費用
- 電子処方箋管理サービスのコールセンター
・医療機関・薬局向けポータル及びコールセンター

2. 電子処方箋を活用したモデル事業

- 事例の収集及びガイドライン等の作成

3. 電子処方箋に関する周知広報事業

- 医療機関・薬局及びベンダ向け説明会、周知広報等の実施
- 一般国民向け周知広報の実施

3 実施主体等

実施主体: 1は社会保険診療報酬支払基金 2、3は民間団体等で実施

補助率 10/10

新規 推進枠 ICTの進展等を踏まえた薬局機能の高度化推進事業（薬局DX） 医薬・生活衛生局総務課（内線4213）

令和5年度概算要求額 78 百万円（-） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

本格的な少子高齢化が到来し、また、地域包括ケアのさらなる進展が求められる。このため、リフィル処方箋への対応を含め、薬局薬剤師は薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、セルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に取り組む必要がある。また、オンライン服薬指導、データヘルス改革、電子処方箋等の導入など、薬局のICTの進展への対応が必須となる。

このような点を踏まえ、①薬局DXの推進、②対人業務強化のためのガイドライン作成、③高度な専門性の発揮、④健康サポート機能の観点で対策を実施する。さらに、現状の分析やこれらの取組の効果を検証する検討会を開催する。これらの成果を地域レベルで活用するとともに、診療報酬での対物業務から対人業務への評価のシフトにおける対人業務の評価のあり方の基礎とすることにより、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

（1）薬局高度化のための4つの事業

① 薬局DXの推進

情報通信機器等の活用する先進的な薬局の取組の有用性を検証。
（例：電子版お薬手帳等のPHRやウェアラブル端末を利用し、効果的かつ継続的な指導、医療機関との連携等による影響。）

② 高度な専門性の発揮

薬剤師が様々な患者の服薬情報や患者の生活情報を活用して薬剤の見直しを行う「薬剤レビュー」の実施に係る研修等を行う。

③ 対人業務を強化するためのガイドライン作成

患者の疾患や使用する医薬品の特徴をとらえた服薬指導やフォローアップ等の実施に関するガイドラインを学会等と連携して作成。

④ 健康サポート機能の充実

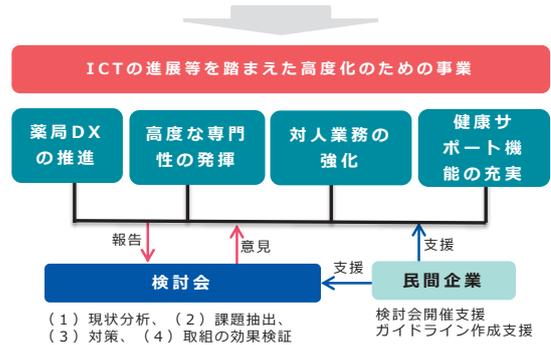
①自治体と薬局が連携して実施する健康サポート活動や、②薬局が医療機関と情報共有や受診勧奨などで密接に連携してセルフメディケーションの支援を行う取組について、患者アウトカムを検証。

（2）効果の検証等を行う検討会

4つの事業の効果検証に加え、薬局の在り方に関する現状分析、課題抽出を行う検討会を実施する。

- ・現状分析：①見える化（アンケート等）、②海外調査
- ・課題抽出（好事例が均てん化しない理由の分析、対策案の検討等）

①薬剤師の患者へのサービスのさらなる充実、②セルフメディケーション推進、③データヘルス、電子処方箋、薬局のICT対応



3 実施主体等

- （1）国（関係団体等に委託）
- （2）国（一部業務は民間企業に委託）

科学的介護データ提供用データベース構築等事業 老健局老人保健課（内線3965）

令和5年度概算要求額 6.1億円（8.0億円） ※（ ）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度））

※デジタル庁計上

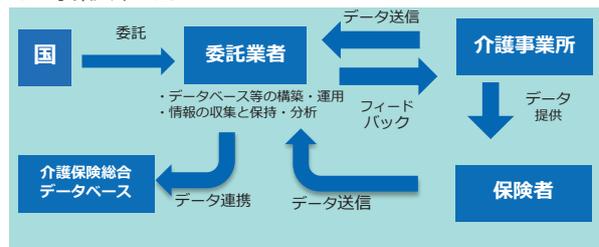
1 事業の目的

- 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において示された、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようなアウトカム評価等につなげる予定。
- ケアの質の向上等につながるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。
- 事業スキーム

主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○ システム基盤の統合		
○ 認証機能等の見直し	報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化	
	データヘルス改革工程表関連：顕名情報の収集に向けた機能改修	



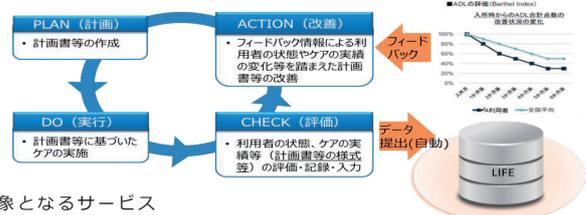
- 実施主体：株式会社等
- 事業実績：入札により落札した2者（※）が上記事業を実施。
（※）開発・運用保守と工程管理で別の事業者が実施

【参考】科学的介護情報システム（LIFE）

- 介護施設・事業所が、**介護サービス利用者の状態**や、行っている**ケアの計画・内容**などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該施設や利用者**にフィードバック**される情報システム。介護施設・事業所では、提供されたフィードバックを活用し、PDCAサイクルを回すことで、介護の質向上を目指す。
- 令和3年度介護報酬改定において、一部の加算について、LIFEへのデータ提供等を要件とした。

LIFEにより収集・蓄積したデータの活用

- LIFEにより収集・蓄積したデータは、**フィードバック情報としての活用**に加えて、**施策の効果や課題等の把握**、見直しのための分析にも活用される。
- LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことにより、**エビデンスに基づいた質の高い介護の実施**につながる。



（参考）LIFEへのデータの提出を要件としている項目と収集している情報、対象となるサービス

加算の種類	科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(B)ロ	理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	自立支援促進加算	かかりつけ医療連携薬剤調整加算	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	栄養アセスメント加算	口腔衛生管理加算(Ⅱ)
収集している情報	ADL実業の状況、認知症の状況、既往歴、処方薬等	機能訓練の目標、プログラムの内容等	ADL	ADL、IADL、心身の機能、リハビリテーションの目標等			褥瘡の危険因子、褥瘡の状態等		排せつ・排便の状況、おむつ使用の状況等	ADL支援実績等	薬剤変更情報等		身長、体重、低栄養リスク、食事摂取量、必要栄養量等		口腔の状態、ケアの目標、ケアの記録等
介護老人福祉施設	○	○	○						○	○			○		○
地域密着型介護老人福祉施設	○	○	○						○	○			○		○
介護老人保健施設	○			○					○	○	○		○		○
介護医療院	○					○		○	○	○		○	○		○
通所介護	○	○	○											○	○
地域密着型通所介護	○	○	○											○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○(予防を除く)											○	○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○(予防を除く)												
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○												
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	○														
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○														
看護小規模多機能型居宅介護	○													○	○
通所リハビリテーション(予防含む)	○													○	○
訪問リハビリテーション														○	○

拡充

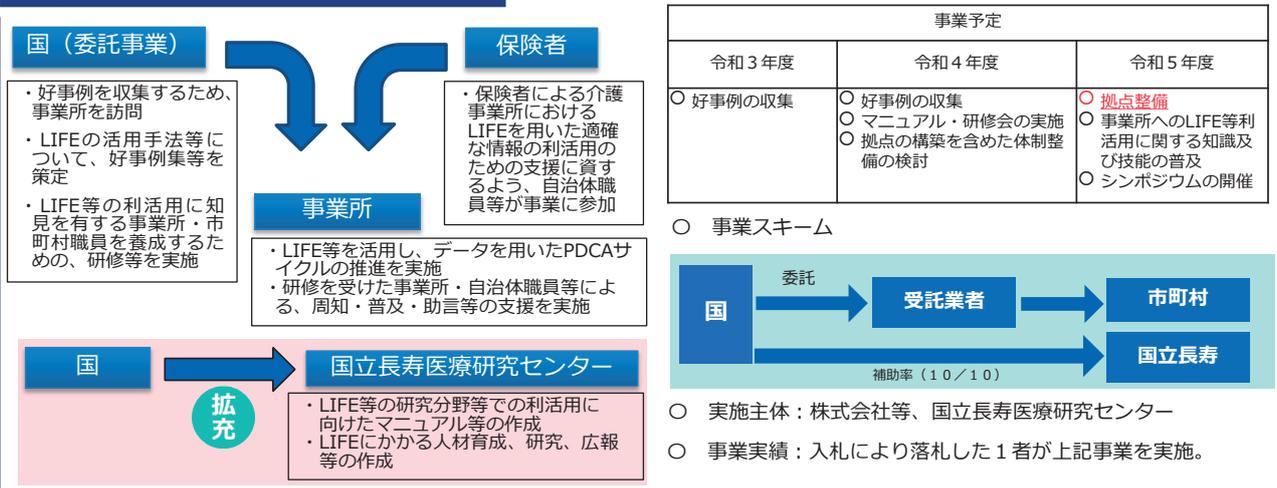
科学的介護に向けた質の向上支援等事業

令和5年度概算要求額 91百万円（41百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 科学的介護推進のため、LIFEの情報を利活用することで介護現場でのPDCAサイクルを推進するために、好事例を収集するとともに、全国へ展開するためのマニュアルを策定することに加え、LIFE等の利活用に知見を有する市町村・事業所職員を養成するための、研修を行うことで、科学的介護の推進を図る。
- また、LIFE等に関わる人材育成、研究及び普及啓発等を実施するための拠点を整備する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【参考】LIFEに関わる人材育成、研究及び普及啓発等を実施するための拠点整備 老健局老人保健課（内線3965）
（R5科学的介護に向けた質の向上支援等事業拡充内容）

（課題・背景）

- LIFEを活用したケアの質向上に向けたPDCAサイクルの推進には、介護施設・事業所による「信頼性のあるデータの提供」及び「フィードバックされた情報の適切な活用」が重要である。
- 介護施設・事業所がこうした取組を実施できるよう、LIFEについて指導的な役割を担う人材育成や介護事業所に対するLIFE利活用に関する知識及び技能の普及を強力に推進するため、事業実施の中核的な機能を担う拠点を国立長寿医療研究センターに整備する。

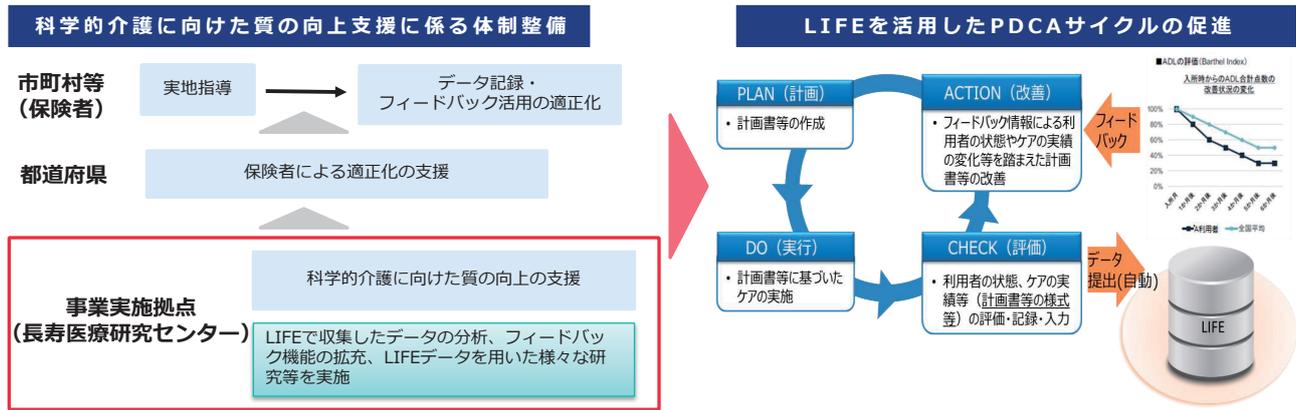
（拠点が実施する事業）

①LIFEの普及及び定着のための事業

- ✓ LIFEの研究分野での利活用に係るマニュアルの作成
- ✓ LIFEで収集したデータの分析及びフィードバックの拡充

②LIFEを更に改善し、介護の質を飛躍的に向上させる事業

- ✓ LIFEで収集したデータを用いた様々な研究の推進
- ✓ 研究により得られた知見に基づくLIFE項目及び運用の拡充に関する検討



➤海外依存度の高い医薬品等の国内生産基盤整備等の支援

拡充 推進枠 **海外依存度の高い医薬品等の国内生産基盤整備等の支援**
（医薬品安定供給支援事業） 医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2588）

令和5年度概算要求額 10億（0.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

中国等の海外で生産される原薬・原料の依存度が高い抗菌薬等の医薬品について、当該製造所の操業停止等により、我が国における当該医薬品の提供ができなくなり、医療体制確保に支障が生ずることがないよう、**海外依存度の高い原薬・原料を国内で製造・備蓄しようとする製薬企業等を支援する。**

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、別添のとおり医薬品について経済安全保障等の観点からサプライチェーンの強靱化（国内生産能力の確保等）を推進することが盛り込まれた。

中国等海外での原料製造トラブルにより、2019年に長期にわたり抗菌薬（セファゾリン）が供給不安になる事案が発生した。学会等から安定供給に関する強い要請がなされた。

※令和2年度第1次補正予算（30億円）・第3次補正予算（30億円）、令和3年度補正予算（70億円）、令和4年度予算（0.5億円）で同目的の事業を実施

2 事業の概要・スキーム

海外依存度の高い原薬・原料について、国内での安定供給を確保するため、**国内で原薬・原料を製造又は備蓄の積み増し等を実施しようとする製薬企業等を支援するための補助事業を実施する。**

- ①国内で原薬・原料の製造所の新設又は設備更新に必要な費用を一部補助【9.5億円】
- ②国内で原薬・原料（又は製品自体）の備蓄の積み増し等に必要な費用を一部補助【0.5億円】



3 実施主体等

製造業務にかかる補助の対象者

海外依存度の高い原薬・原料について、国内製造を実施しようとする製薬企業等

備蓄業務にかかる補助の対象者

海外依存度の高い原薬・原料について、備蓄の積み増し等を行い、その全量を、国内に販売する医薬品の原材料（原薬を含む）として提供しようとする製薬企業等

※補助率については上記費用の1/2（国1/2、事業者1/2）

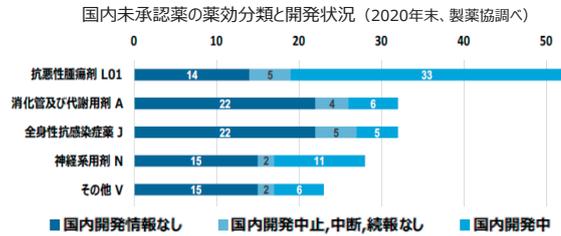
新規 推進枠 希少疾病用医薬品審査等推進費

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線4234、2746)

令和5年度概算要求額 37 百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 欧米で希少疾病用医薬品として指定されているものが、**日本では希少疾病用医薬品に指定されず、日本での開発の遅延や日本が国際共同開発に参加できない**などの問題が生じている。
- 日本で指定数が限定的な理由として、
 - ①開発早期の段階では、指定要件である「特に優れた使用価値を有するもの」かどうかの判断が難しく、様々な文献等の精査の業務量が大きいことに加え、
 - ②指定に係る評価やその後の開発相談等に対応するための**PMDAの体制が十分でない**こと、がある。



➡ 希少疾病用医薬品の指定に係る相談、指定の評価等に対応するための**PMDAの業務体制の整備**を行う。

(参考) 現状、希少疾病用医薬品の指定数は20~30件/年。指定に至らないものも20件/年程度あり、いずれも相談対応が行われる。

2 事業の概要・スキーム

- 開発企業からの
 - ・希少疾病用医薬品の指定に係る相談の対応 (厚労省と共同)
 - ・指定に係る評価書作成の支援
 - ・指定後の開発相談等の業務の支援
 を行う嘱託職員を、**PMDAの審査部に配置**。
 (国内未承認薬の多い抗がん剤、感染症、神経系、代謝性疾患など、希少疾病用医薬品の指定相談が多いと見込まれる分野を中心に配置)

3 実施主体等

- PMDA (主として新薬審査部)
 - ・指定に係る相談・評価等の支援 (文献情報の整理、類薬の開発状況の調査等) により、職員を支援する嘱託職員の人件費 (4名、100%補助)

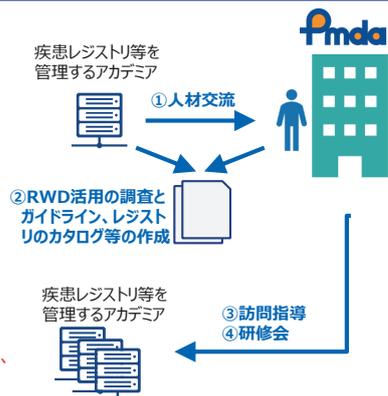
新規 推進枠 リアルワールドデータ活用促進事業

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線4234、2746)

令和5年度概算要求額 33 百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリなどの医療データ (RWD; Real World Data) を薬事申請で活用するには、それに依拠して安全性・有効性の評価ができるよう、**高い水準でのデータの品質管理・信頼性保証が求められる**。
- しかしながら、現状、**知識の普及や経験の蓄積が十分とは言い難い**。薬事申請に使用できるようなRWDを国内で整備していくためには、**疾患レジストリ等の管理者側が、承認審査において求められる品質管理や信頼性保証について十分に理解した上で疾患レジストリ等を構築・運営する必要がある**。
- また、一方で、PMDAの調査員が、**疾患レジストリ等の管理の現状を理解し、実態に則した指導・助言を行うことも必要**。
- **大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストとPMDAの調査員が一体になって、RWD活用**に際しての課題解決を図るとともに、**RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の整備**を行うこと等により、RWDの品質管理・信頼性保証に関する知識の普及を図る。



2 事業の概要・スキーム

- 大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストが、PMDAと人材交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等について学ぶ (PMDA職員が指導等に当たる。)
- 併せて、所属する大学等において、RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の作成を行う。
- PMDA職員が疾患レジストリ等への訪問指導及び研修会を実施。

3 実施主体等

- 大学・大学院、国立高度専門医療研究センター
 - ・人材交流 (4機関。がんセンター等を想定。)
 - ・ガイドライン等の作成費用
- PMDA (信頼性調査部門)
 - ・訪問指導 (人材交流対象機関を想定) 及び研修会 (その他機関も参加可能) の開催費用
 - ・人材交流対象者の指導等に当たる職員の人件費



後発医薬品の品質確保（GMP管理体制強化等事業）

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

令和5年度概算要求額 1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、一部の後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生しており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっている。
 - 当該事業では、二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 当該行政処分事例に係る第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県における調査員の教育及び情報共有などにより、調査能力の向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにする。
- 医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- PMDAにおいて、国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、すべての関係者を対象として、GMPに関する講習会を開催し、業界全体のレベルアップ及び意識向上を図る。



3 実施主体等

実施主体：PMDA

後発医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線4234、2737)

令和5年度概算要求額 12百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーにおいては、GMP不備に加え、後発医薬品等の承認申請に係るデータの改ざん等が確認された。このような事案の発生により後発医薬品等に対する信頼性に疑念を持たれる状況になっていることから、その信頼の回復を図る必要がある。
- 一部の後発医薬品メーカーにおいて発生した後発医薬品の承認申請に係るデータの改ざん等の原因としては、後発医薬品の承認申請スケジュールに間に合わせるために試験実施の日付の改ざん等を行うなど他の後発医薬品においても生じうることが考えられた。一事業者の問題にはとどまらず、後発医薬品全体の問題として、承認審査時において、承認申請資料の適合性調査の体制を強化することにより、後発医薬品の信頼性の確保を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 後発医薬品の承認申請に係るデータ（安定性試験、臨床試験等）の適合性調査については、申請品目数の多さなどを背景に、限られた範囲の調査にとどまっていたが、調査手法を見直すとともに、実地調査の対象品目数を増やすことにより、適合性調査の強化を行う。その強化に必要な人員体制を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に確保する。

3 実施主体等

- PMDA（主としてジェネリック医薬品等審査部）
 - ・適合性調和を実施する職員の人件費（2名、50%補助）

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬・生活衛生局
医薬安全対策課
(内線2749)

令和5年度概算要求額 11百万円 (11百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーの品質管理問題を発端に、後発医薬品に対する国民の不信感が増している。
- 後発医薬品の普及は、医療費の削減において重要であり、引き続き国策として推進していく必要があるが、後発医薬品の信頼性に不安がある状況では、後発医薬品の処方が進まなくなるとともに、患者自身も薬局等で後発医薬品への切り替えを拒否するおそれがあり、後発医薬品の普及を進める上で、大きな障壁となるおそれがある。
- 後発医薬品における製造工程の適正化及び品質管理については、製造販売業者への行政指導等を徹底し、引き続き監視を続けるが、国民の後発医薬品への不安を解消するためには、後発医薬品の安全性について科学的エビデンスを収集し、問題がないことを根拠に基づき説明することが重要である。
- 後発医薬品の製造販売業者は、先発医薬品の企業に比べてリソースが少なく、市販後の安全性情報が集積されにくいという特徴があり、また、現時点では医師や薬剤師等の医療関係者を始めとして国民の信頼を失っている状況にある。そこで、検体検査値のデータを取得可能な医療情報データベースであるMID-NETを活用して、国自らが後発医薬品の安全性情報を効率的に収集・評価して、医療現場への適正な情報提供につなげることで、後発医薬品に対する国民の信頼を回復し、後発医薬品の安全対策及び普及の推進に寄与することができる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価のイメージ>

後発医薬品の処方実態

例) 初回処方時における腎機能障害患者の重症度比較

Ccr(ml/min)値	50>	26~50	10~25	<10
先発医薬品 (296人)	198 (67%)	68 (23%)	30 (10%)	0 (0%)
後発医薬品B (209人)	132 (63%)	52 (25%)	25 (12%)	0 (0%)

後発医薬品の安全性

例) 初回処方後の肝機能・腎機能異常発現リスクの比較

	肝機能異常 発現数	発現割合	腎機能異常 発現数	発現割合
先発医薬品 (296人)	5	1.7%	12	4.1%
後発医薬品B (209人)	3	1.4%	9	4.3%

添付文書での注意喚起等を踏まえて適正に処方されているかどうかを確認

リスクに差があるかどうかを確認

事業の概要:

・MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価

後発医薬品を対象として、医薬品の安全性評価に必要な科学的エビデンスを、MID-NETを活用して効率的に収集・評価することで後発医薬品の信頼性回復に繋げる。

事業実績:

令和4年度「MID-NETを用いたスタチンに属するジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施予定。

実施主体: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
補助率: 1/2 補助



薬物乱用防止・大麻に関する制度見直しを踏まえた環境整備

拡充

推進枠

薬物乱用防止・大麻制度見直しに関するデジタル広報啓発事業

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 (内線2796)

1 事業の目的

令和5年度概算要求額 1.8 億円 (0.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月薬物乱用対策推進会議)において、「目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられている。

大麻事犯については、検挙人員が5年連続過去最多を更新し、中でも検挙人員の約7割が30歳未満であり、特に若年層における大麻乱用の拡大が顕著である。近年においては、特にSNS等を使用して情報共有が容易になっており、乱用される薬物の取引形態が多様化・巧妙化していることから、デジタルツールによる情報収集に長けた現代の若年層に対して、新たな広報啓発が必要となっている。

また、現在、小委員会を設置するなど大麻取締法等の制度改正に向けた議論をしており、この制度改正を正しく周知する必要がある。よって、新たな広報啓発の方法として、デジタルツールを活用し

- ハイリスク層をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた薬物乱用防止の広報啓発
- 一般層をターゲットとした、①不正大麻の正しい知識の普及啓発、②大麻由来医薬品等の正しい知識の普及及び適正使用の促進、③日本の伝統的麻文化の紹介等

することを目的とする。

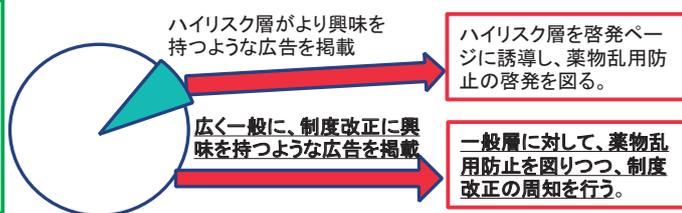
令和3年度はハイリスク層をターゲットとし、短期間(1ヶ月程度)のパイロット事業として実施。令和4年度では期間の拡充を行い、**令和5年度では、これまでのハイリスク層に加え、一般層への制度周知を目的としたデジタル広報啓発を実施する。**

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- (ア) 啓発対象者 (ハイリスク層向け・一般層向け) の検討 (イ) 対象者に有効なコンテンツの作成 (ハイリスク層向け、一般層向け)
(ウ) 多種にわたる媒体での配信 (Twitter、Youtube、Google等) (エ) 効果検証

- ターゲットに応じた有用なコンテンツの作成
 - ・ハイリスク層が興味を持つようなもの
 - ・知名度のあるキャラクターや人気俳優等を用い、広く一般に関心を持つもの
- インフルエンサー、Youtuber等による情報拡散等



- デジタルなので、クリック数・率、サイトの滞在時間、動画視聴回数等から効果検証が可能

3 実施主体等

国

4 令和3年度事業実績

1ヶ月という短期間で、約1200万回ユーザーの手元で広告が示され、約8.4万人が自らの意思で能動的に啓発コンテンツに流入した。

新規 SaMD（プログラム医療機器）米国調査及び国内制度整備事業 医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（内線2732）

令和5年度概算要求額 37百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、人工知能技術等の最先端の技術を活用したプログラム医療機器（SaMD）の医療への応用が急速に進み、画像を用いた診断を支援するソフトウェアや、日常生活習慣を含む患者行動の改善を促して治療効果を高めるアプリ等が既に実用化され、医療の高度化・質の向上に寄与している。
- これらSaMDの開発はプログラミングを基本とするため、開発スピードは通常の医療機器よりも速く、かつ承認取得後の変更・改良（アップデート）も頻繁に行われるため、SaMDの適時適切な実用化を図るには、その特性を踏まえたSaMD固有の承認審査の仕組みが必要である（参考参照）。
- そのため、次期薬機法改正において、SaMD開発者の設計能力及びアップデート時のリスクマネジメント能力などを確認することにより、個々のSaMD審査を簡略化する制度の導入を検討している。
- その一環として、令和4年度に開発側の意見も聴きつつ制度の骨格部分の設計を行った上で、令和5年度に新たな承認審査制度の運用に必要な指針等を策定する。

（参考）規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

（SaMDの例）大腸病変の腫瘍／非腫瘍の判別を支援（H30.12承認）

SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど、一定範囲のアップデートについて、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況をPMDAが予め開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。



2 事業の概要・スキーム

1. 米国FDA等の諸制度の現状調査（米国FDAのPre-Cert制度及びPCCP制度に係るガイドライン等）
2. SaMD開発企業の認定基準、SaMD審査ガイドライン、市販後に継続して行う製品の有効性・安全性の評価等の指針等の策定
3. AI医療機器の承認取得後の追加学習及び性能の評価・検証等に係る計画書の作成ガイドライン等の策定

3 実施主体等

実施主体：国立医薬品食品衛生研究所

推進枠 がん・難病の全ゲノム解析等の推進 医政局研究開発政策課（内線4041）
健康局がん・疾病対策課、難病対策課

令和5年度概算要求額 ※（）内は前年度当初予算額	革新的がん医療実用化研究事業	110億円の内数	(88億円の内数)
	難治性疾患実用化研究事業	101億円の内数	(79億円の内数)
	がん対策推進総合研究事業	6.8億円の内数	(6.1億円の内数)
	難治性疾患政策研究事業	20億円の内数	(18億円の内数)

1 事業の目的

がんや難病患者を対象として、全ゲノム解析およびマルチオミックス解析等を実施し、得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、それらを民間企業やアカデミア等が利活用することにより、創薬や新規治療法などの開発を目指す。さらに解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の推進を通して、国民へ質の高い医療を届けることを目指す。
（※）上記を目指し、「全ゲノム解析等実行計画」を着実に推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）
現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元し、がん・難病の患者に新たな個別化医療を提供するとともに、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築に向けた検討を行うことで、革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備する。

拡充 推進枠 難病ゲノム等情報利活用検証事業

令和5年度概算要求額 3.3億円（3.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、AMED研究班等を中心として、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な利活用方法について検証する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

➢ 令和3、4年度において実施した「難病全ゲノム解析等実証事業」において、難病の全ゲノム解析等を実施する医療機関が備えるべき具体的な要件や患者への説明を適切に行うことができる仕組みの検討を実施。

➢ 令和5年度は、以下のとおり、難病の全ゲノム解析等により得られた検体情報等の収集体制や情報発信等を行う仕組みを試行的に運用し、効果の実証を行う。

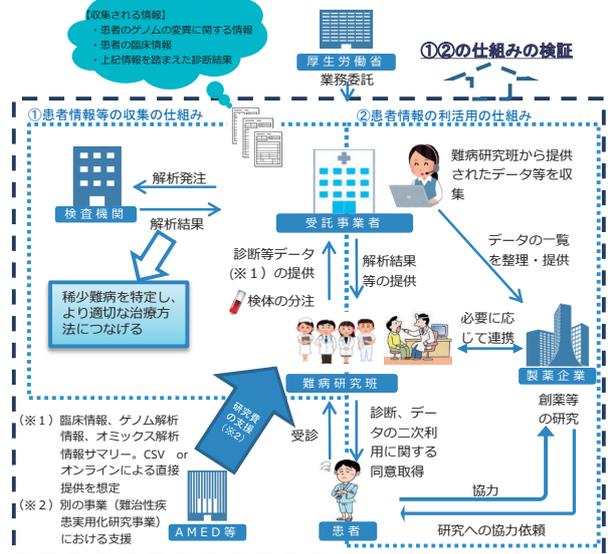
- ① 令和4年度までに行った実証事業などで収集された未診断患者の全ゲノム解析等の結果の保存方法を整理し、未診断患者について、保存された過去のデータと照らし合わせることで、希少難病を特定し、より適切な治療方法につなげる仕組みの在り方の検証
- ② 国（受託事業者）が収集したデータの一覧を整理・提供することや、データの二次利用に関する同意の取得方法を整理し、製薬企業等が患者にアクセスし、企業による創薬研究等のニーズに応じた研究を行いやすくなるための仕組みの在り方の検証。

【実施主体・補助率等】

➢ 民間団体、委託

【効果】

- ① 疾患の特定方法やより適切な治療方法の選択について一定のエビデンスを蓄積するためのデータ収集及び希少難病の特定につなげる仕組み
 - ② 創薬等研究を推進するため、患者情報を一元的・統合的に検索、分析できる仕組み
- の在り方を確立。



➢ AIによるゲノムデータ等の解析を用いた創薬プラットフォームの構築

新規 推進枠 AIによるデータ駆動的な解析を用いたがん・難病創薬事業

令和5年度概算要求額 4.0億円（-）※（）内は前年度当初予算額

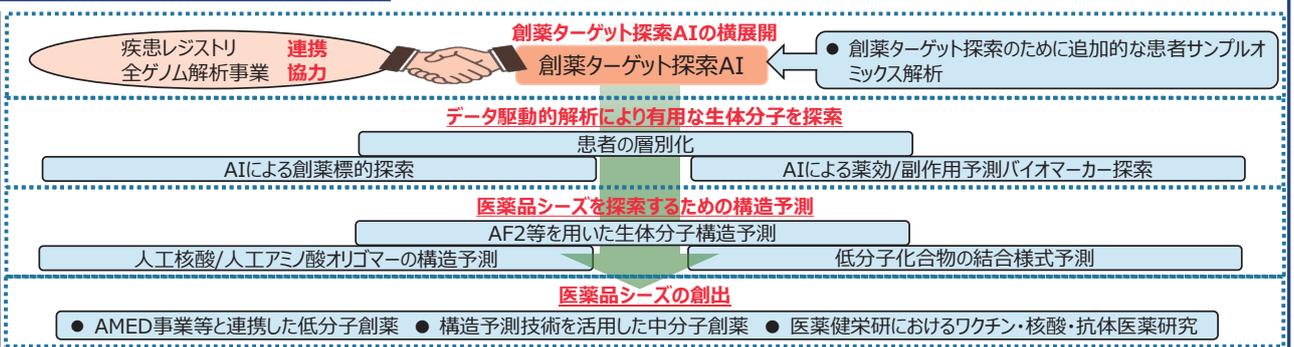
1 事業の目的

- 創薬の難易度は年々増え、それと共に開発費用も増加している。我が国が引き続き世界有数の創薬国であり続け、まだ見ぬ感染症対応も含めたアンメット・メディカル・ニーズに応えられるだけの創薬力を維持・強化することが重要である。
- 近年、AIを使用した創薬ターゲット及びシーズ探索の新たな技術や開発手法に注目が集まっている。欧米を中心に大規模な投資が行われ成果も出始めている。医薬基盤・健康・栄養研究所（医薬健栄研）では、早くからAI創薬（創薬ターゲット探索、ターゲット分子や医薬品の構造予測、薬物動態予測）、医薬品のモダリティ（低分子、ワクチン、核酸、ペプチド、抗体）及び難病をはじめとする各種疾患に関する研究を行ってきた。
- これらの技術と手法を統合し、がん及び難病に係る創薬ターゲット等を探索し、核酸やペプチドを含む様々なモダリティの医薬品シーズを創出する。

2 事業の概要

- 全ゲノム解析実行計画において、がん及び難病について、全ゲノムを含むオミックスデータや経時的な診療情報を収集・格納した疾患データベース（DB）を構築することとされている。創薬ターゲットの創出等のために追加的に必要なオミックスデータの収集を行い、DBを補完する。
- PRISMにおいて医薬健栄研で培ってきた創薬ターゲット探索AI等と上記DBを駆使することで、診療情報と生体分子情報（オミックスデータ）の連成解析を実現し、創薬ターゲットを創出する。さらに薬効/副作用等を予測できるバイオマーカー等をデータ駆動的に探索する。
- 医薬基盤・健康・栄養研究所の有する様々なモダリティ技術及びAMED事業との連携などにより、医薬品シーズの創出を目指す。

3 事業スキーム・実施主体等



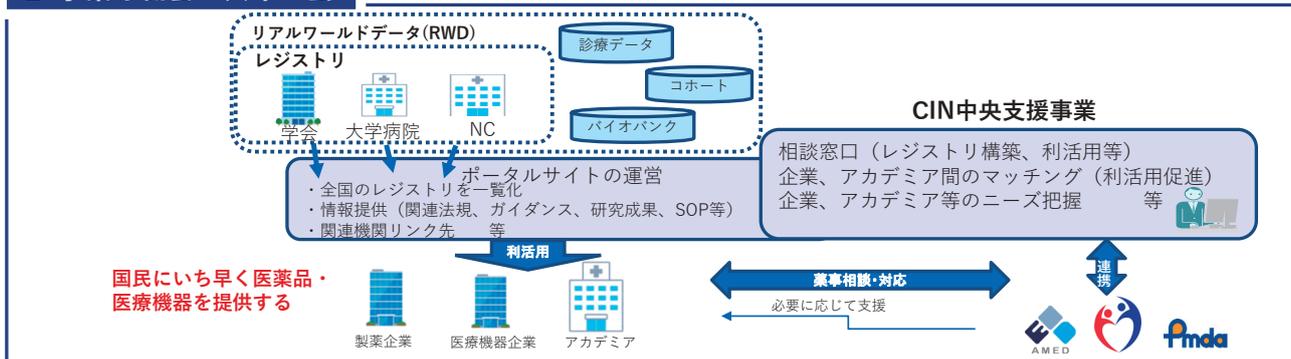
クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業 医政局研究開発政策課（内線2542）

令和5年度概算要求額 32百万円（32百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞
- 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 - 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 - これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞
- ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 - 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 - これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆ 補助率：委託
- ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 2回、レジストリ相談件数 企業5件・アカデミア等4件（令和3年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 医政局研究開発政策課（内線2542）

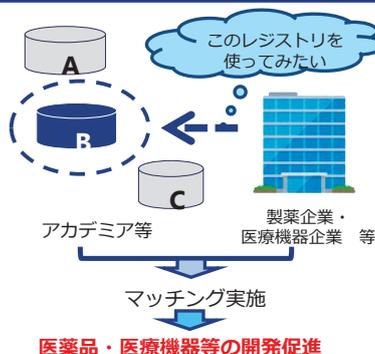
令和5年度概算要求額 1.6億円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞
- 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。
 - 一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
 - これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞
- 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。 ※製薬協 政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
 - 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修費用を補助する。
(国：企業拠出 = 1 : 1)



3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆ 補助率：委託 ◆ 事業実績：マッチング数5件（令和3年度）
- (2) 実施主体：公募により選定 ◆ 補助率：1/2 ◆ 事業実績：レジストリ改修数5件（令和3年度）

新規 推進枠 遺伝子治療実用化基盤整備促進事業 医政局研究開発政策課（内線2587）

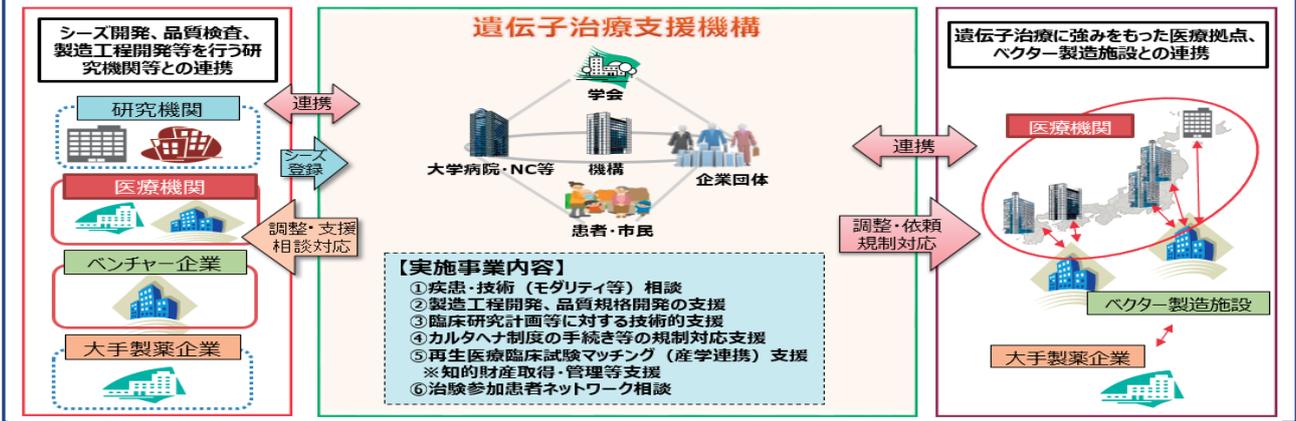
令和5年度概算要求額 90百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「再生・細胞医療・遺伝子治療については、新たな医療技術の臨床研究・治験の推進、これらの医療技術の製品化に向けた研究開発」を進めることとされている。
- in vivo 遺伝子治療は、希少疾患に対する根治治療となりうるためグローバルには多くの製品開発が行われている一方で、我が国では有望なシーズがあるものの、研究開発が進んでおらず、「実用化」を推進するための基盤強化のための取組が急務である。
- 特に、シーズ探索の段階から「実用化」を見据えたベクター開発の必要性が指摘されており、研究開発の初期から製造開発・臨床開発等を支援し、より効率的に「実用化」を推進する枠組みの構築が望まれている。
- 本事業では、その枠組を構築し、製造開発や臨床研究を支援する中で、遺伝子治療の臨床研究に強みを持った病院を増やし、臨床研究に必要な人材への教育支援も行い、オールジャパンで遺伝子治療の研究開発を推進する。
- 具体的には、大学病院や企業団体等の有識者で構成される、遺伝子治療を支援する機構を組織し、本機構がシーズ開発から研究者の支援を行い、より実用化に向けて効率的なプロセス開発を行えるように支援する。また、知財取得や規制対策支援、治験参加患者ネットワーク支援等、開発から臨床試験まで円滑に進むような支援も行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

民間事業者等に対し、事業に要した経費を支出



新規 臨床研究データベースシステム改修事業 医政局研究開発政策課（内線4157）

令和5年度概算要求額 60百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

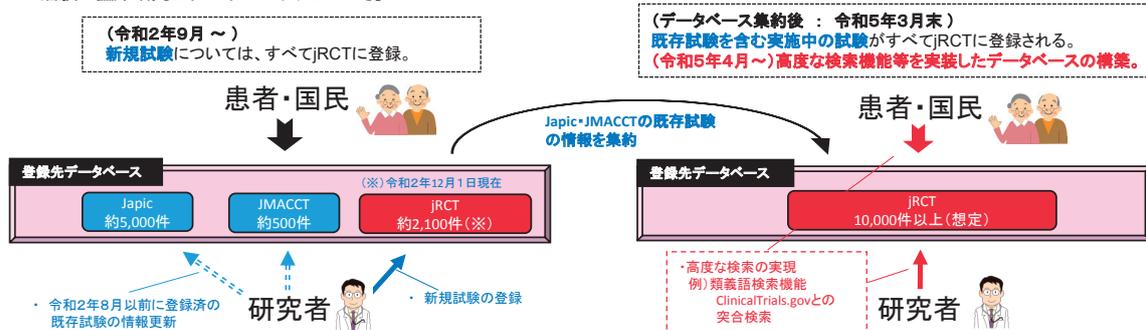
1 事業の目的

※デジタル庁計上

- 我が国の治験・臨床研究に関するデータベースについては、
 - ・国内で実施されている治験・臨床研究が網羅的にデータベースに登録されておらず、登録された治験・臨床研究についても複数のデータベースに分かれている。（治験等の情報が散在）
 - ・治験・臨床研究の選択基準について、特にがんの遺伝子変異別情報等の検索が困難なため、治験・臨床研究にエントリーできるか分からない。（検索機能が不十分）
 という課題があったことから、「自民党・データヘルス推進特命委員会提言（令和3年6月1日）」や、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に基づき、令和4年度までに、治験・臨床研究データベースを統合し、試験情報その他全文検索等の基本的な検索機能を追加する。
- 令和5年度は、データベース統合後の高度な検索機能を実現し、ClinicalTrials.govとの突合検索等が可能な検索環境とすることで、より国民・患者目線に立ったデータベースの構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

【参考：治験・臨床研究のデータベースについて】



3 実施主体等

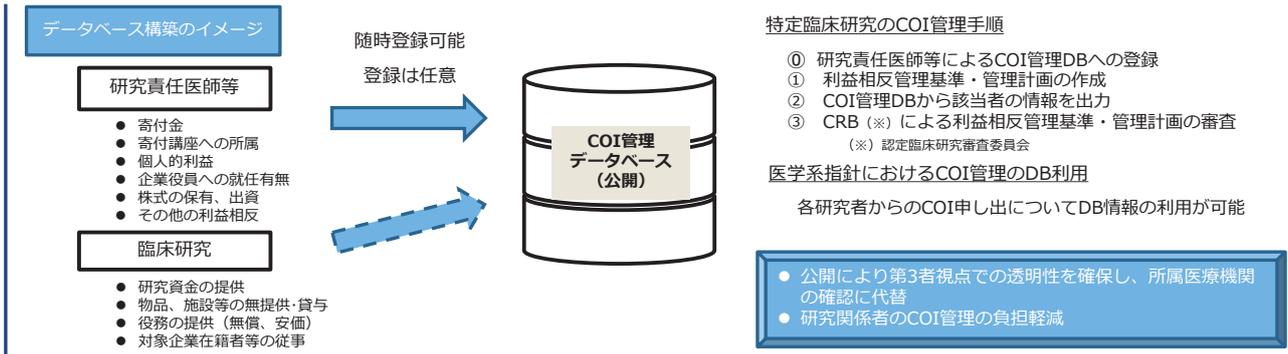
- ◆ 実施主体：民間企業等
- ◆ 補助率：委託
- ◆ 対象経費：委託費（人件費（システム改修等）、クラウドサービス利用料、通信費等）

令和5年度概算要求額 50百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 臨床研究の透明性・信頼性の向上を図る観点から、研究利益相反（COI）管理は重要である一方で、COIに関する現行の手続は煩雑な上に、一部事実確認が不十分であることが厚生科学審議会臨床研究部会において指摘されている。
- 具体的には、所属機関等における事実確認に際して、当該機関が必ずしも所属医師等の全ての収入を把握しておらず、自己申告によらざるを得ない場合があり、医療機関によっては実質的な確認が困難となるなど、医療機関毎に事実確認の程度が異なるとの指摘や、医療機関の管理者等による確認の意義が問われている。
- また、「**新しい資本主義実行計画FUJ（令和4年6月7日閣議決定）**」において、「臨床研究等での利益相反関係を管理するためのデータベースを構築する」とされた。
- これらを踏まえ、我が国の医薬品等の研究開発を加速するべく、COI管理について、臨床研究の透明性を担保しつつ、その手続きを合理化することを目的に、研究者自らCOI情報を登録し公開するデータベース構築に向け検討を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間企業等
- ◆ 補助率：委託
- ◆ 対象経費：人件費、諸謝金、委員等旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費等

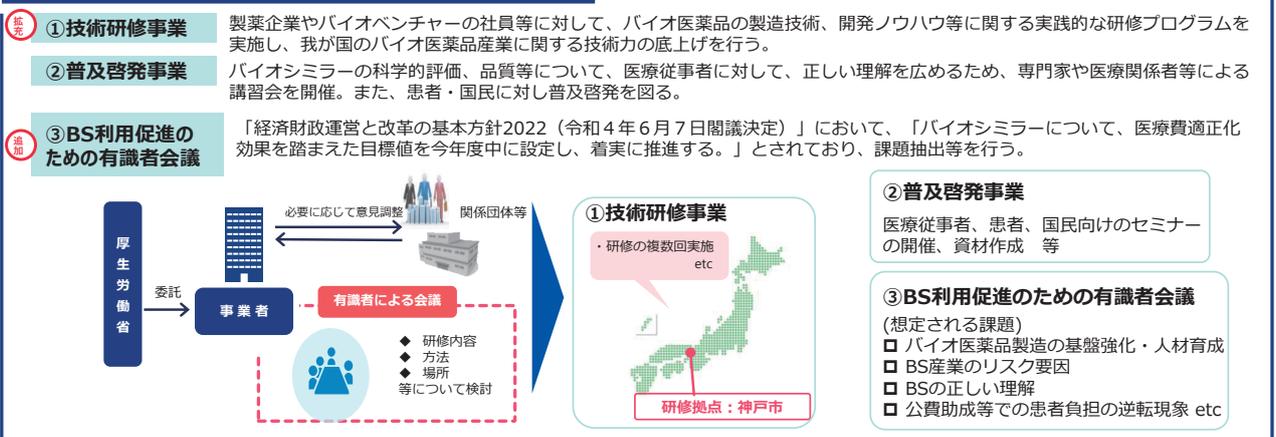
▶ バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及

令和5年度概算要求額 61百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備するため、国内バイオ医薬品産業の強化を進めることが求められている。「医薬品産業ビジョン2021」では、バイオシミラーの国内普及を進めるに当たっては、国内においてバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発処方を行う人材の育成が重要であること、医師や患者からのバイオシミラーへの信頼向上に向けた周知・広報が必要であるとされている。
- 現在実施中の「バイオ医薬品開発促進事業」において、定員を超える応募があるため、申し込み者の選定や研修プログラムの部分的な参加を求める等の対応を行っている状況であるため、研修プログラムを複数回実施するなど、より効率的に人材育成を行う。また、バイオシミラーの利用を促進するための具体的な方策について、有識者による協議の場を開催し検討する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

① 技術研修事業の受講者数 ○ 座学 = 42名 ○ 実習 = 13名

② 普及啓発事業の受講者数 ○ 医師向け = 36名 ○ 患者向け = 46名

※ 令和3年度実績 普及啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、縮小して実施



日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度概算要求額 523億円（430億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和5年度概算要求の内容

1. 医薬品プロジェクト	232.4億円	小計 518.7億円	
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	23.6億円	うち医療研究開発推進事業費補助金	369.7億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	55.6億円	うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金	149.0億円
4. ゲノム・データ基盤プロジェクト	130.5億円	革新的研究開発推進基金補助金	4.0億円
5. 疾患基礎研究プロジェクト	68.5億円		
6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト	8.1億円	合計 522.7億円	



厚生労働科学研究の推進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度概算要求額 101億円（91億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和5年度概算要求の内容

I. 行政政策研究分野		Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
(1) 行政政策研究経費	8.0億円	(1) 地域医療基盤開発推進研究経費	3.6億円
(2) 厚生労働科学特別研究経費	2.8億円	(2) 労働安全衛生総合研究経費	1.3億円
II. 疾病・障害対策研究分野		(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	18.5億円
(1) がん対策推進総合研究経費	6.8億円	(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費	3.2億円
(2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	29.8億円	合計(I+II+Ⅲ)	100.8億円
(3) 長寿・障害総合研究経費	9.2億円	うち、厚生労働科学研究費補助金	67.9億円
(4) 感染症対策総合研究経費	17.6億円	うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金	32.9億円

拡充 地域医療介護総合確保基金（医療分）

医政局地域医療計画課（内線2771）

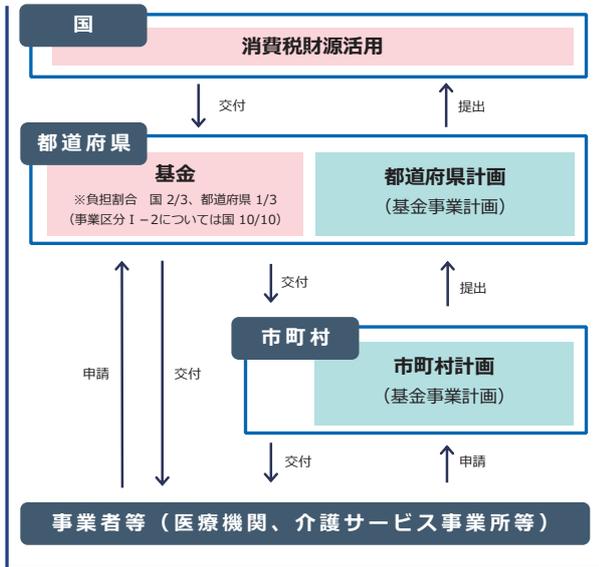
令和5年度概算要求額 751億円（751億円）※（）内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 751億円、介護分549億円
※公費：医療分1,029億円、介護分824億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏等を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

◆ 令和3年度交付決定額：562億円（47都道府県で実施）

拡充 地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和5年度概算要求額 2.5億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

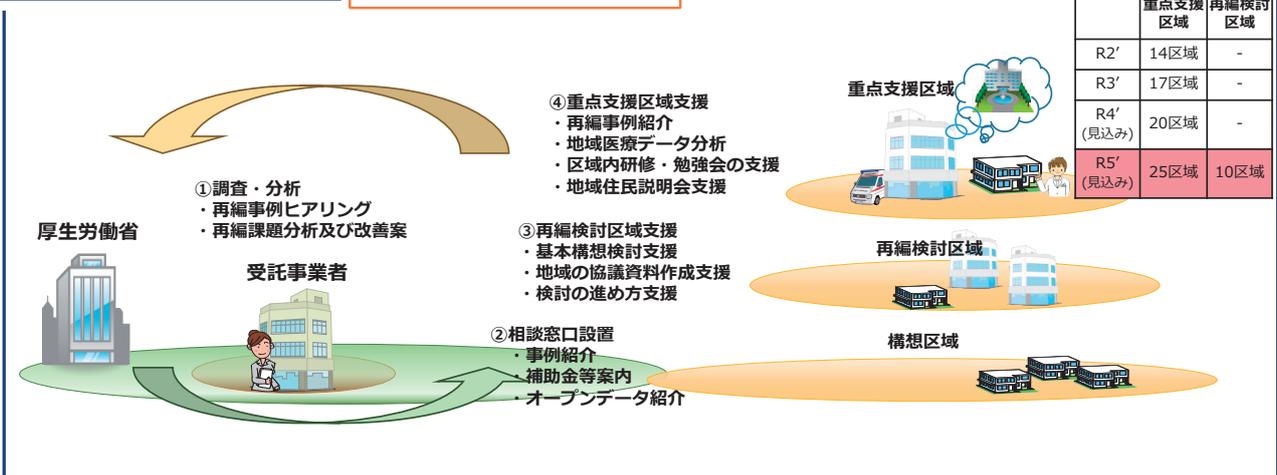
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析【拡充】
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- ③ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）【拡充】
- ④ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：委託事業（コンサル等）



令和5年度概算要求額 3.6億円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県は、R5年度中に第8次医療計画を策定（R6～R11年度）するとともに、地域医療構想の実現に向け、R4～5年度において医療機関の対応方針の策定等を進めている。
- 計画策定には、地域の現場感覚とマッチしたデータ分析が必要であるため、都道府県におけるデータ分析体制の構築を支援。
- 分析事例を集積し、分析体制のベストプラクティスを検討・実践することで、計画策定に限らず、令和7年及び2040年に向けた地域医療構想の推進について、都道府県が自主的に分析・企画・立案できる体制の整備に繋げる。
- 専門的知識を有する地域医療構想専門アドバイザーの派遣により、医療機関の対応方針の策定を支援する。

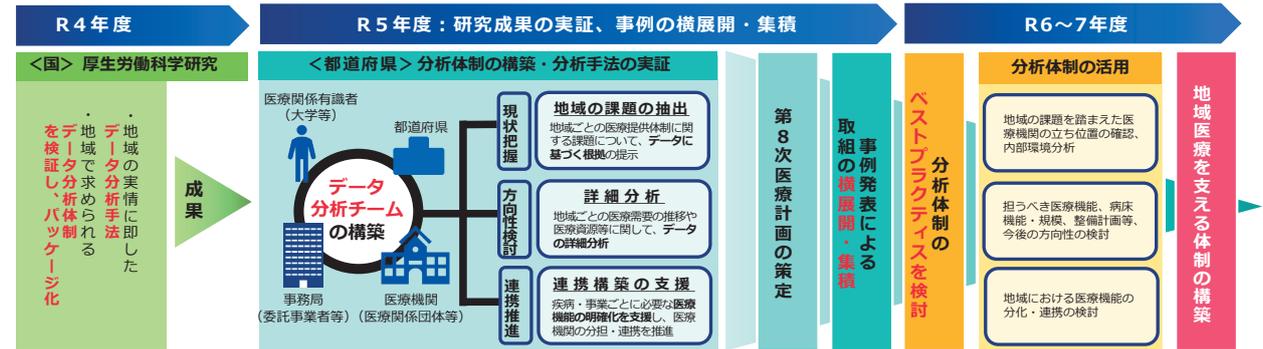
2 事業の概要

- ① 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業
 - ・ 都道府県を対象に、R4厚生労働科学研究の成果を踏まえた都道府県におけるデータ分析チームの構築を支援する。
 - ・ 都道府県は、データ分析チームを活用して、地域（二次医療圏、構想区域）の詳細分析を実施することにより、一層地域の实情に即した医療計画の策定が可能となる。
 - ・ 都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、取組の横展開や事例の集積を図る。
- ② 地域医療構想専門アドバイザー運営事業
 - ・ 専門的知識を有するアドバイザーをリスト化し、依頼に応じて派遣する。

3 事業スキーム・実施主体等

① 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業（対象：都道府県）

補助基準額：1個所当たり30,000千円、補助率：定額
実施主体：都道府県



② 地域医療構想専門アドバイザー運営事業（対象：医療機関）

所要見込額：60,000千円（1個所当たり600千円×100）
実施主体：委託事業（民間事業者）

<国> 地域医療構想専門アドバイザーの派遣

・ 医療機関の再編統合や経営診断、データ分析等に専門的な知識を有する人材をリスト化し、依頼に応じて派遣

➤ 臨床研修制度の改善に向けた調査、総合診療医の養成支援

令和5年度概算要求額 23百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医師臨床研修制度については、平成16年度から必修化する形で導入されたが、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会における審議を踏まえ、累次の改正を行っている。
- 平成30年3月に取りまとめられた医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書において、「引き続き、医師臨床研修制度の在り方については、基本理念に照らし、関係の状況を十分に踏まえつつ、必要な検討を行っていく必要があり、今回の制度見直しの施行（令和2年）後5年以内に所要の見直しを行うことが求められる」とされており、制度の評価及び継続的な検討が必要である。
- 医師臨床研修制度の制度的改善に向けて、都道府県等から臨床研修の内容や臨床研修病院の指定基準等に関する現状や意見を収集し、地域の实情を踏まえながら、制度全般にわたる検討を行うための基礎資料とすることを目的としている。

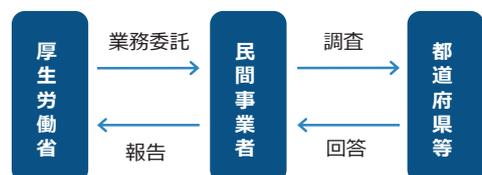
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

◆事業の概要

医師臨床研修制度の制度的改善に向けて、都道府県等から臨床研修の内容や臨床研修病院の指定基準等に関する現状や意見を収集し、とりまとめを行う。

◆実施主体：民間事業者

◆事業イメージ



令和5年度概算要求額 4.6億円 (4.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国においては、急速な高齢化が進行しており高齢者に特有な疾患を複数もつ患者が増加している。医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができる医師が少ないことから、患者が複数の医療機関に頻繁に受診するといった状況がみられ、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の確保が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019において、「臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する」こととされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学
- ◆補助率：定額 ◆事業実績：R3交付対象大学数→7大学

➤地域枠の医師や女性医師等のキャリア形成支援

令和5年度概算要求額 50百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

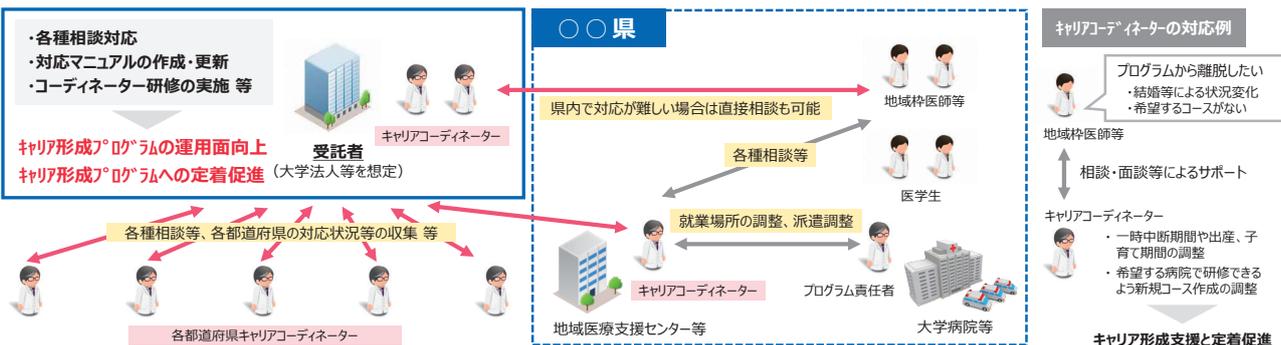
1 背景

- 令和3年12月の「キャリア形成プログラム運用指針」の改正に伴い、各都道府県では、令和4年度から地域枠卒業医師等の派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整や対象学生の支援を行う、「キャリアコーディネーター」を配置するとともに、令和5年度から地域医療に従事することを希望する学生に対し、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう「キャリア形成卒前支援プラン」を適用することとしている。
- このため、令和5年度以降は、キャリアコーディネーターがフォローすべき対象者が拡大されることに加えて、近年、修学資金を貸与された学生が増加していることもあり、これまで以上にキャリア形成プログラムの運用面における質の向上を行うとともに、学生や医師のキャリア形成プログラム等への定着を促進する観点からも、キャリアコーディネーターの質の向上及び対応策の標準化などを図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム

各都道府県のキャリアコーディネーターの対応状況を集積し、統一的な対応マニュアルを作成・更新するとともに、全国のキャリアコーディネーター等からの相談受付やキャリアコーディネーターの質向上のための研修の実施等を通じて、キャリア形成プログラムの運用面を向上させるとともに、地域枠医師等のキャリア形成プログラムへの定着を促進する取組に対する支援を行う。

- 実施主体：委託事業（大学法人等への委託を想定）



令和5年度概算要求額 2.6億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
- 令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進めながら就業医師数を確保するため、また令和3年度に改正された育児・介護休業法に基づいて男女ともに育児休業取得を促進させ、「女性医師の更なる活躍を応援する懇談会報告書」で推奨されている短時間勤務等の働き方を希望する者に適用していくため、女性医師のさらなる就業支援を図ることが必要であり、そして男性医師も含む人材確保が必要である。このため、令和5年度においては、都道府県医師会等が独自でもつ医師バンクシステムと連携することで、女性医師支援センター事業をより拡充し、幅広い医師の全国的な就職斡旋体制の強化を図ることで、女性医師を中心に医師がライフイベントとキャリアを両立することを支援する。

2 事業の概要・スキーム

①女性医師バンク事業(拡充)

女性医師支援だけでなく、働き方改革に資するよう、男性医師も求人対象として人材確保機能を強化し、また、都道府県医師会等の医師バンクシステムと連携し、地域を越えた斡旋を支援。

(主な拡充内容)

- ・求人対象及び求職対象の拡充についての周知・広報
- ・求人対象及び求職対象の拡充に伴う、求人・求職登録件数の増加に対応するためのコーディネーターの増員
- ・機能統合に係るシステム拡充

②女性医師等の就業促進等のための調査の実施(新規)

上記①及び下記③の事業の効果的な実施のため、女性医師等の就業状況等に関する実態調査を実施する。調査は、日本医師会及び都道府県医師会が連携して、女性医師等の就業促進に資する事項について、①及び③の利用者のほか、その所属機関の他の医師等に対して行うものとする。

③女性医師等就業支援の実施(女性医師等再就業講習会の拡充)

女性医師等に対する再就業支援に加え、離職防止支援のための機能の強化。

(主な拡充内容)

- ・女性医師等の離職防止支援のためのパンフレット作成・配布
- ・医学生に対するワークライフバランスについての普及啓発
- ・医療機関管理者向けワークライフバランス講習会の実施回数を増やす

3 事業の実績・実施主体等



【実施主体等】

実施主体: 日本医師会
補助率: 10/10

事業実績: 上記のとおり
KPI: 非就業女性医師割合の減少

令和5年度概算要求額 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。

また、令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育児後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、子育てを女性だけの問題とせず、男性の育児取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。

このような状況を踏まえ、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費等を支援することで、当該医療機関における子育て中の医師が希望に応じて就業継続・復職が可能な環境の整備を進め、以て全国へ子育て世代の医療職の支援を普及させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

①効果的支援策モデルの作成

子育て世代の医療職支援に関する医療機関等のニーズを踏まえ、関係団体、有識者等とともに普及推進可能な効果的支援策モデルを構築する。

②効果的支援策モデルの普及

上記①で構築した支援策モデルを全国へ普及させるため、シンポジウムの開催や学会発表等を行う。

③効果的支援策モデルの実証

構築した効果的支援策モデルを用いた働き方支援を実施し、成果・課題等の検証を行う。また、上記②の普及により他の医療機関等で実施された取組の成果・課題等についても情報収集し、内容について整理・分析する。

新たに就職又は再就職する子育て世代医師



③復職率等の実績公表



①キャリアと家庭を両立出来るような取組を実施するために必要な経費を支援

②事業成果等の実績報告



厚生労働省

3 実施主体等

実施主体: 公募により選定された医療機関

補助率: 10/10

事業実績: 8機関(令和3年度実績)

拡充

専門医認定支援事業

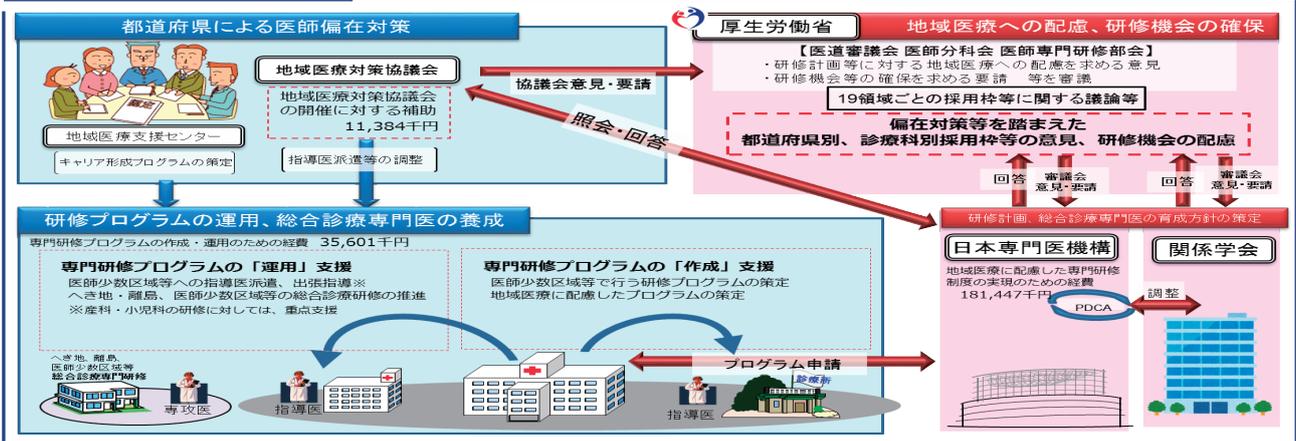
医政局医事課（内線4142）

令和5年度概算要求額 2.3億円（1.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年より開始された新たな専門医制度においては、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行うことにより、地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組を行っているところ。
- 地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、一般社団法人日本専門医機構 ◆事業実績：R3 専門医採用数→9,183人
- ◆補助率：都道府県（1/2（国1/2・都道府県1/2））、一般社団法人日本専門医機構（1/2→政策経費のみ定額）

医療従事者の働き方改革の推進

拡充

推進枠

医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課（内線4409）

令和5年度概算要求額 31百万円（11百万円）※（）内は前年度当初予算額

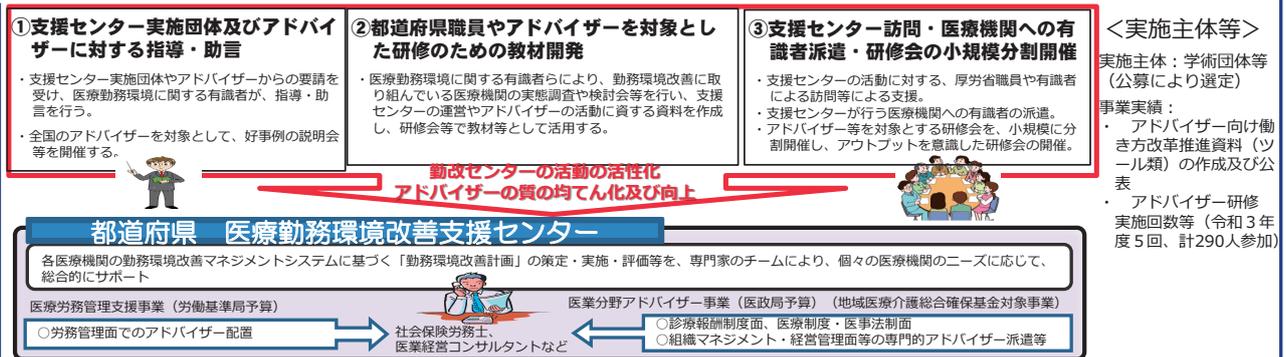
1 事業の背景

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム※1が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター※2が設置されている。
- ※1 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
- ※2 医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

- 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、勤改センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、勤改センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上を図るものである。③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターが行う医療機関に対する支援に対して本事業から有識者を派遣、令和3年度まで開催しているアドバイザー等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催（③が拡充部分）

3 事業スキーム・実施主体等



令和5年度概算要求額 1.5億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が時間外労働の上限規制が適用開始となることを知らず、協力を得る必要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○令和5年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

- ・インターネット上の動画放映
- ・普及啓発用ポスター等の作成 等

3 事業スキーム・実施主体等

動画・ポスター等の作成

- ・コンテンツは、国民・市民にも分かりやすく工夫したものとする。

医師の働き方改革

医師の働き方改革 国民認知度

2024年4月

イベント等におけるポスター公開

- ・医療機関等における医師の働き方改革制度ポスターの設置。

勤務環境改善

動画等の公開

- ・メディアタイアップとした周知広告の設定
- ・周知動画はインターネット等で公開。

国民・市民

<実施主体等>

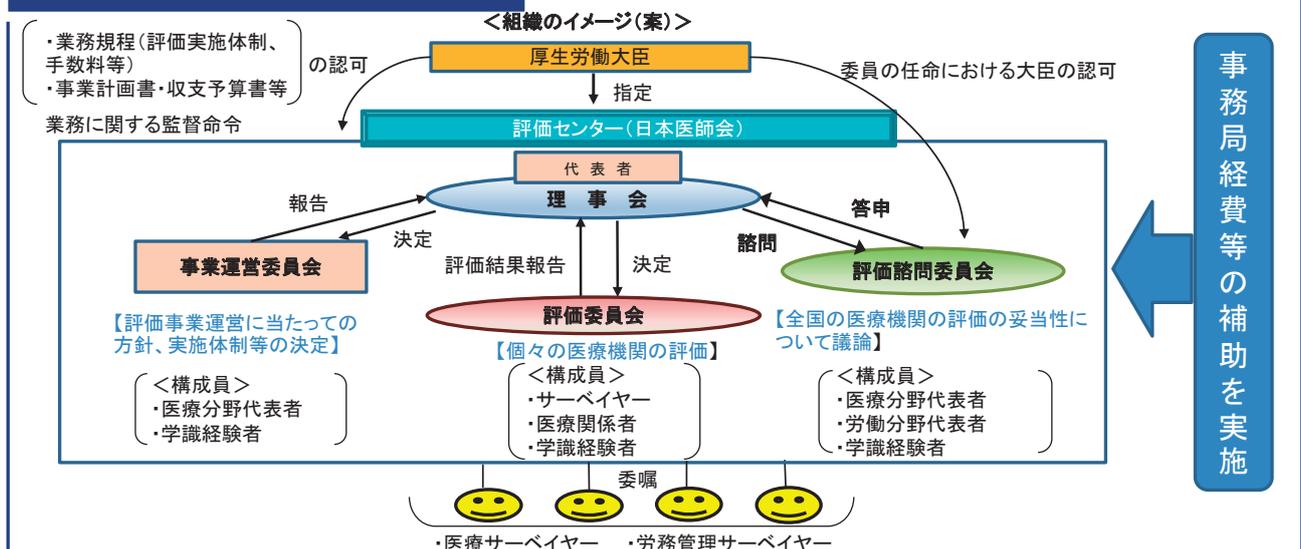
- ・学術団体等（公募により選定）

令和5年度概算要求額 1.3億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年12月22日に公表された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめにおいて、「評価機能の財政的な自律性の観点から、評価を受審する際に手数料を医療機関より徴収することを原則とし、その金額については、評価機能の業務の性質や評価に当たって実際に想定されるコストや他の機関の例も踏まえつつ、必要な申請が適切に行われるよう医療機関に過大な負担とならないよう、今後検討する。」とされているところ、改正医療法において「医療勤務環境評価センター」に指定された日本医師会に対して、安定的な組織運営を図る観点から、事務局経費等について一定の財政支援が必要のため、令和5年度も、引き続き必要な予算を要求するもの。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和5年度概算要求額 56百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

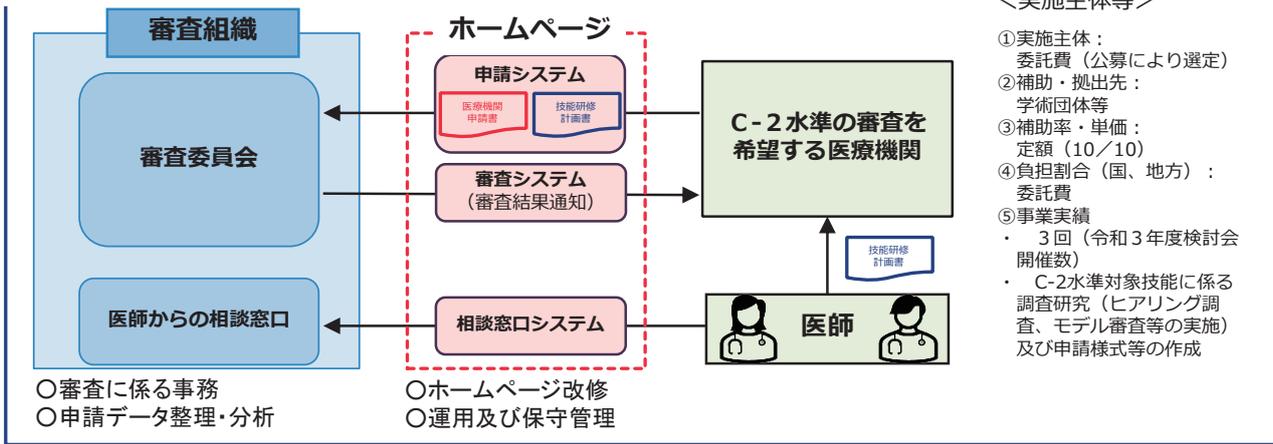
1 事業の目的

令和6年度から診療に従事する医師に対する時間外労働の上限規制が適用される。その中で、医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において当該技能の育成に関する診療業務を行う場合には、C-2水準という時間外・休日労働の上限時間の水準が設けられ、都道府県知事がC-2水準の対象となる医療機関の指定を行うこととなった。その指定を行う際に、当該医療機関の教育研修環境や、対象となることが想定される医師が作成する技能研修計画の確認に係る審査業務を行うことを目的とする。

2 事業の概要

- 令和4年度に構築予定である「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査業務に関連したホームページの必要な改修を行い、運用及び保守管理を行う。
- C-2水準対象医療機関の指定を受けようとする医療機関からの申請書の個別審査や、C-2水準の対象となる技能の修得を希望する医師から提出される技能研修計画の個別審査を行うための審査委員会の運営等、審査業務に係る全般的な事務業務のほか、各医療機関から申請された内容について、データ整理及び分析を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



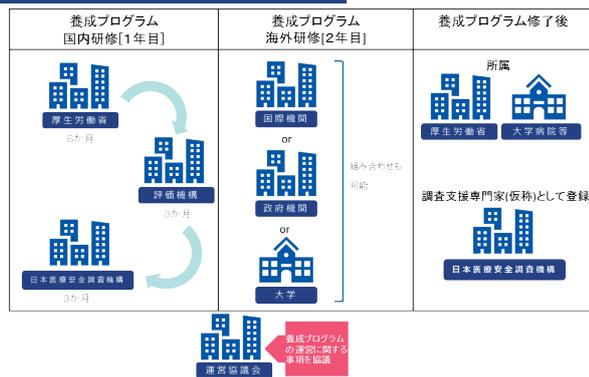
医療安全文化の醸成に向けた医療安全専門家養成及び支援体制構築

令和5年度概算要求額 69百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、患者安全分野におけるコロナの影響が明らかになり、健康危機時においても医療安全を求める声が世界的に高まっている。また、2021年のOECDレポートにおいて、患者安全の問題により、世界の経済生産が年間1~1.4%低下する可能性が指摘されている。
- このような中、2021年に医療安全分野で初めてのWHOの計画である「世界患者安全行動計画2021-2030」が取り纏められた。今後、各国が2030年までにこの計画の達成を目指して取組を進める必要がある。この計画の中では卓越した医療安全の教育を行うセンターの必要性が述べられており、G7を中心に国外では、医療安全対策の実装を支援する専門家の養成やこれらの専門家を支援する機能を提供する機関が設置され始めている。
- 一方、日本では、医療事故調査における医療機関の負担といった課題や地域の医療安全向上に寄与する指導者育成の必要性が指摘されている。ポストコロナも見据えた医療安全の更なる専門性向上のため、国内外の専門知識に加え、各行政機関との調整・連携能力や法令の理解などの幅広い能力や実務経験を持つ専門家の養成が必要であるが、国内にこのような能力や経験を習得することができる高度な専門家養成プログラムはなく、医療安全の専門家が支援できる体制もない。
- 日本は世界ではじめて国レベルの医療安全対策指針を策定した国であり、世界をリードしてきたが、現在の国内の状況や他国の潮流を踏まえ、国内でも早急な医療安全専門家の養成及び支援体制の構築が必要である。

2 事業の概要・スキーム



- 早急に医療安全専門家を養成し、また、専門家の支援体制を構築するため、希望者が国内外の医療安全の最新の知識を習得するとともに、行政との調整・連携を行う組織運営や、国際的な知見をもとにした医療機関支援などの能力を習得できるよう、専門性に合わせて研修場所を選択できる養成プログラムを実施する。
- 養成プログラムの運営に関する事項を協議するため、運営協議会を設置する。

3 実施主体等

実施主体：一般社団法人日本医療安全調査機構
補助率：定額（10/10相当）

拡充 推進枠 **ドクターヘリ導入促進事業** 医政局地域医療計画課（内線2550）

令和5年度概算要求額 **87億円（76億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
 補助率：1/2
 補助基準額：2.95億円（飛行時間300時間以上）
 2.78億円（飛行時間200時間以上300時間未満）
 2.60億円（飛行時間200時間未満）
 負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- 補助基準額について、令和3年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う
- 補助基準額の基礎となる飛行時間について、従来の「出勤時間」に加え、事業の実施に不可欠である「空待機時間」及び「訓練時間」も飛行時間に含める

5 事業実績

○ 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）

※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業 医政局地域医療計画課（内線2550）

令和5年度概算要求額 **14百万円（14百万円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- ドクターカー※1については、消防機関に救急要請があった場合、地域の実情や考え方に応じて様々な運用※2が行われているが、それぞれの運用方法の利点など将来の改善に向けた分析はこれまで行われていなかった。
- ドクターヘリについてはレジストリ事業により、運航実績等の収集及び分析が行われているが、ドクターカーについては運用方法に関する事例の収集や分析は行われておらず、どのような場合にドクターカーを出動させるべきなのか等のドクターカーの出動基準についても明らかになっていない。

（※1）ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出動する救急車である（「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号)）と定義されている。
 （※2）(例) Case①…救急車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド有）が出動
 (例) Case②…消防救急車及び乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）が出動
 (例) Case③…消防救急車、乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）及びドクターヘリが出動



2 事業の概要

ドクターカーを運用する医療機関に対して、アンケートやヒアリング等によって運用事例について収集し、各々の型のドクターカーのメリット・デメリットに関する整理、時間帯に応じた運用傾向、自治体の規模に応じた運用方法、地理環境の特性に応じた運用方法、気象条件に応じた運用方法などについて分析を行う。

3 実施主体

実施主体：委託事業（民間事業者）

➤重症者治療に対する診療体制の整備

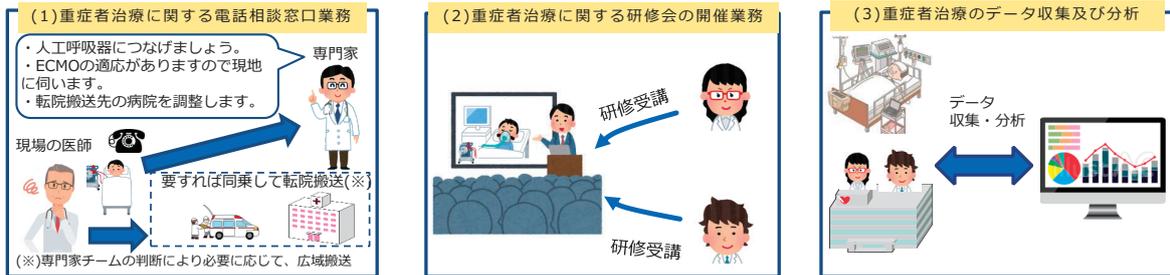
新規 推進枠 **重症者治療診療体制整備事業** 医政局地域医療計画課（内線2550）

1 事業の目的 令和5年度概算要求額 **65**百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

- ・ 新型コロナウイルス感染症を契機に重症者治療に対する診療体制の不足が明らかになり、その原因の一つとして人材不足が挙げられている。
- ・ 人材育成には一定の時間を要するため、重症者治療に関する相談窓口や重症者治療診療体制についてのデータベースによる質の高い診療体制を提供するとともに、定期的な重症者治療の研修会を開催し、重症者治療に対応できる人材の育成を進める。

2 事業の概要・スキーム

- (1)重症者治療に関する電話相談窓口業務
⇒電話相談窓口を設置し、重症者治療全般に対して専門家等がコンサルト業務を行う。
相談内容によっては現地訪問を行い助言・指導を行う。医療機関等の求めに応じて搬送調整を行い、専門家等の判断により必要に応じて、広域搬送を行う。
- (2)重症者治療に関する研修会の開催業務
⇒人工呼吸器やECMO等の重症者治療等について、全国から受講生を対象として研修会を行い、人材育成を行う。
- (3)重症者治療のデータ収集及び分析業務
⇒新型コロナウイルス感染症重症者対応の解析も含めて日本全国の重症者治療診療体制のデータ収集・分析を行う。



3 実施主体

実施主体：委託事業（学会、NPO法人等）

➤広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の見直し

新規 推進枠 **EMIS代替システム調査研究事業** 医政局地域医療計画課（内線2548）

令和5年度概算要求額 **1.3**億円（－）※（）内は前年度当初予算額
※デジタル庁計上

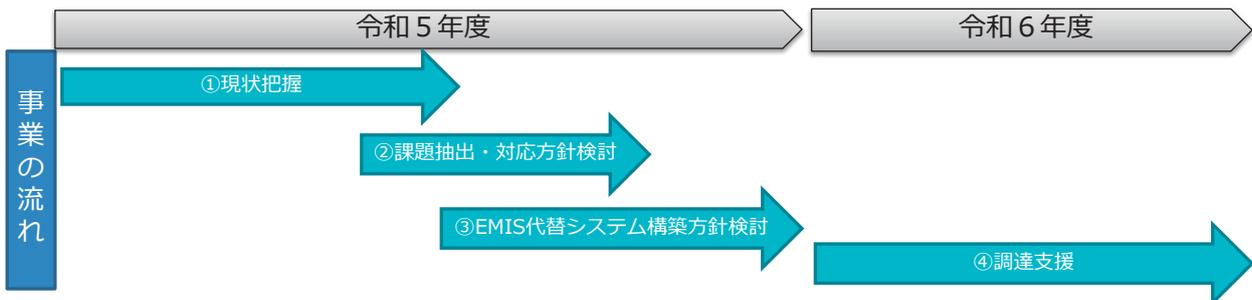
1 事業の目的

- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の著作権は、民間事業者が有しており、厚生労働省は、随意契約によりEMISの利用契約を締結している。
- EMISは、これまで、スマートフォンアプリやeラーニング機能などを追加してきたが、システムの機能追加を行うことにより、利用料が増加傾向にある。

2 事業の概要・スキーム

【調査研究事業の事業概要】

- EMISを見直し、G-MISなどの最新システムと連携しやすい代替システムとして開発を模索した場合、「代替システムの開発に要する費用の積算」、「代替システムの開発に必要な仕様書の作成」、「代替システムの運用経費とEMISの運用経費との比較」等について、調査研究事業を実施する。



3 実施主体

◆ 実施主体：委託事業（民間事業者）

新規 推進枠 **医療施設浸水対策事業** 医政局地域医療計画課（内線2548）

令和5年度概算要求額 **2.1億円**（-）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和3年度補正予算額2.9億円

1 事業の目的

- 令和元年台風第19号（※1）や令和2年7月豪雨（※2）など、近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響も生じることとなった。
- 近年の被害状況を踏まえると、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図る必要があるため、浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、浸水対策の実施に必要な経費を補助する。

※1 福島県や栃木県など8都県で合計38医療機関が浸水
 ※2 熊本県など5県で合計34医療機関が浸水

2 事業の概要

【事業概要】・浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電気設備の想定浸水深以上への移設や止水板や排水ポンプの設置のための財政支援を行い、
 医療機関における浸水被害の防止又は軽減を図る。

【補助対象】・ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、
 ②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関

【調整率】・0.33（国0.33、事業者0.67）

3 実施主体

- （1）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所
- （2）救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院等

拡充 推進枠 **DPAT体制整備事業（DPAT事務局）** 医政局地域医療計画課（内線2771）

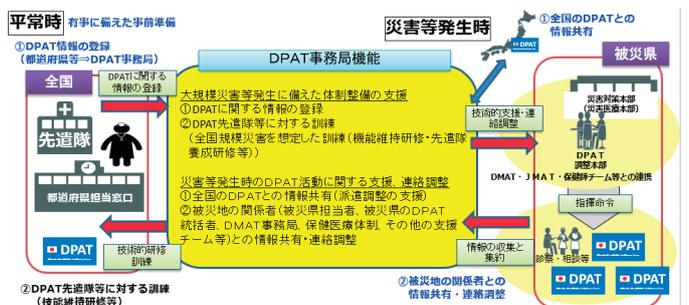
令和5年度概算要求額 **1.2億円**（57百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時には、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、DPAT活動の基本方針を定める「DPAT活動要領」に「新興感染症対応」を明確化するとともに、今後の新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、DPAT事務局の予算を増額し、体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
 - ② DPAT隊員養成研修経費（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施）
 - ③ DPAT活動に係る技術的支援（都道府県が行うDPAT研修への講師派遣等）



3 実施主体

委託事業（令和4年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

令和3年度交付決定額：55百万円

新規 推進枠 **医療コンテナの普及促進に向けた実用性検証事業** 医政局地域医療計画課（内線2548）

令和5年度概算要求額 40百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に実施した「医療コンテナ調査分析事業」により、災害時等における医療コンテナの活用事例の収集等を行った。
- 今後、医療コンテナの全国的に普及させるため、国立病院機構DMAT事務局に医療コンテナを導入し、実災害を想定した訓練での活用や実災害での活用により、実用性を検証する。

2 事業の概要・スキーム

○ 対象経費等

DMAT体制整備事業において、医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療資機材の賃借料（40百万円）を計上。

※(独)国立病院機構に委託して実施している「DMAT体制整備事業」を増額。

被災現場の指揮所としてコンテナを活用



コンテナとテントを併用した仮設の診療施設



3 実施主体

委託事業（独立行政法人 国立病院機構）

新規 推進枠 **災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築** 大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
（内線3818）

令和5年度概算要求額 85百万円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※うちデジタル庁計上：82百万円、厚生労働省計上：3.6百万円

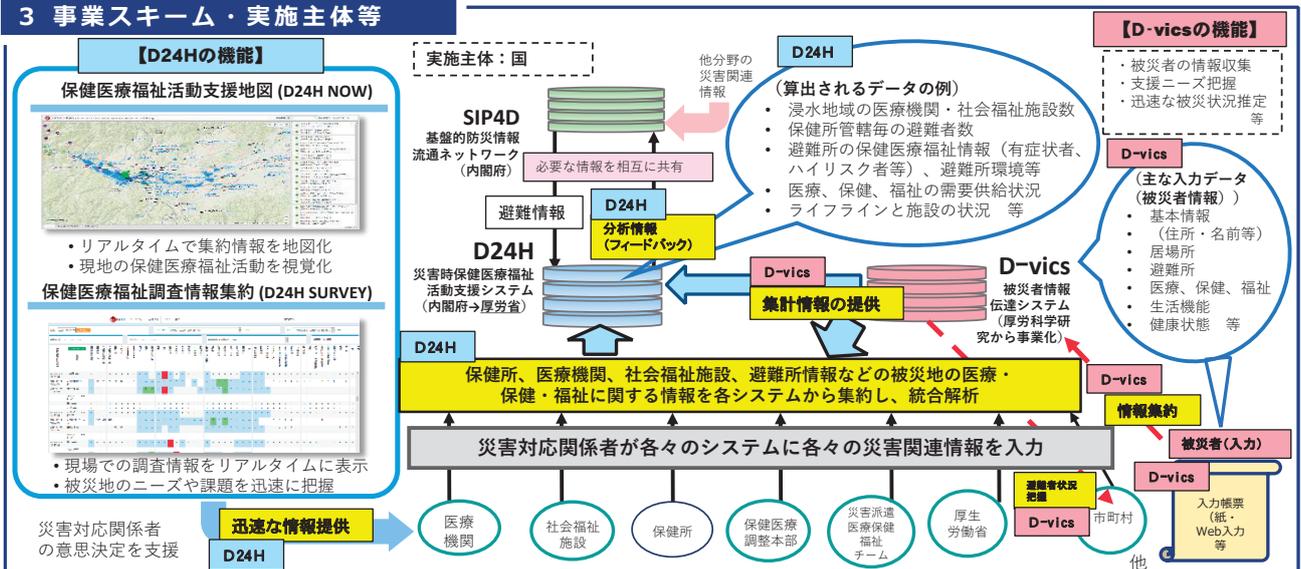
1 事業の目的

- ・災害時の保健・医療・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供。
- ・これにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。

2 事業の概要

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（通称：D24H）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
- ・被災者情報伝達システム（通称D-vics）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
- ・D24H・D-vicsのシステム内容に係る自治体向け説明

3 事業スキーム・実施主体等



拡充 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和5年度概算要求額 412億円（412億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、**地域のニーズ等に適したメニューの充実**を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。〈令和5年度までの実施〉

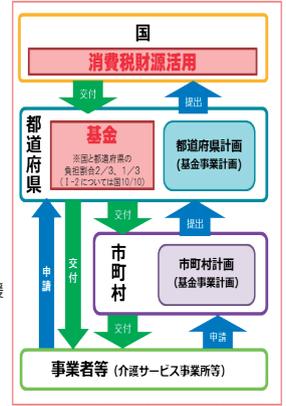
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。
〈令和5年度までの実施〉

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和3年度交付実績> 42都道府県

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）

令和5年度概算要求額 412億円の内数（412億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化^(※)に要する改修費について補助
※可動の壁は可
※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

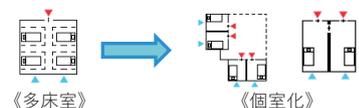
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③については令和3年度補正予算で拡充。



令和5年度概算要求額 137億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援する為、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和3年度交付実績：47都道府県）※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充) ※拡充分は令和5年度まで ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保(令和5年度継続)等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

➤保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進

令和5年度概算要求額 (一般財源) 200億円(200億円) ※()内は前年度当初予算額
(消費税財源) 200億円(200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。
- 令和2年度からは、これに加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組の強化を図っている。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ②ケアマネジメントの質の向上
- ③多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④介護予防の推進
- ⑤介護給付適正化事業の推進
- ⑥要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

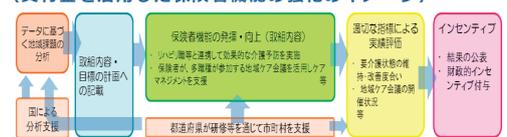
【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和3年度）

【交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ】



地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施

拡充 地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

令和5年度概算要求額 1.0億円 (75百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

令和4年度予算額: 75百万円
入札により落札した1者が事業を実施。

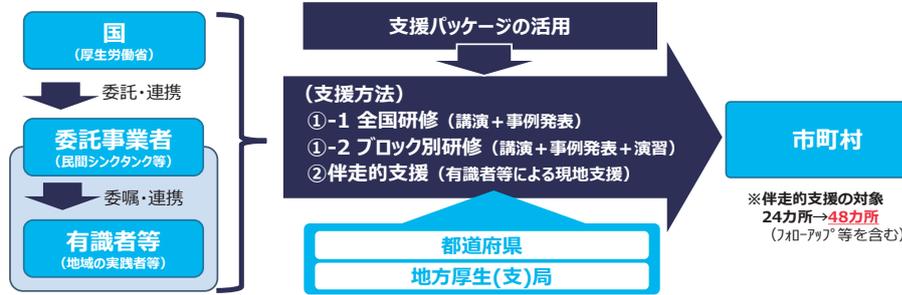
1 事業の目的

- 団塊世代 (1947~1949年生) が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修 (全国・ブロック別) や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行う事業。(令和4年度新規事業)
- 令和5年度は、令和4年度事業のノウハウを活用し全国の有識者等の参画を広く求め、伴走的支援の対象市町村数を増倍 (24→48) させ、地域づくりのさらなる加速化を図る。また、令和4年度の伴走的支援を踏まえ、支援パッケージの内容の更なる充実や改善を図る。
- 実施に当たっては、本事業のノウハウを全国で浸透させる観点から、都道府県と地方厚生 (支) 局の参画のもと進める。

2 事業の概要・スキーム

- 全国市町村における地域包括ケアの推進を図るため、以下①・②の事業を行う。
 - ①有識者による研修の実施
 - ◆全国研修: 都道府県職員等を対象に、支援パッケージの活用方法等を伝達する。(各都道府県から管内市町村への支援時に活用していただくことを目的に実施。)
 - ◆ブロック別研修: 各地方厚生 (支) 局において研修内容を検討し、実施する。
 - ②伴走的支援の実施
 - ※支援パッケージの内容のさらなる充実のため、①・②の実施において活用及び実地検証を進める。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- 【実施主体】
- 国から民間事業者へ委託
- 委託 (10/10) → 国 → 受託事業者
- 【補助率】
- 国10/10
- 【予算項目】
- (項) 介護保険制度運営推進費
 - (目) 要介護認定調査委託費

介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課 (内線3928)

令和5年度概算要求額 12億円+事項要求 (国土強靱化分、原油価格・物価高騰対策分) (12億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災・感染防止体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院	定額補助	○スプリンクラー設備 (1,000ml未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設 (300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設 (500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等 (※) を促進

施設種別 (※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備 (燃料タンクを含む)、給水設備 (受水槽・地下水利用給水設備) の整備、水害対策に伴う改修等を促進

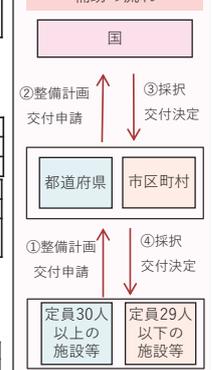
非常用自家発電設備 (i) 水害対策に伴う改修等 (ii)	施設種別	補助率	区分		上限額	下限額
			i	ii		
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国	1/2	i	なし	総事業費500万円/施設	総事業費80万円/施設
	自治体 事業者	1/4 1/4	ii	なし		
給水設備	施設種別	補助率	区分		上限額	下限額
			国	自治体 事業者		
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護医療院 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	国	1/2	なし	なし	総事業費500万円/施設	なし
	自治体 事業者	1/4 1/4	なし	なし		

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。
※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移行

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡

補助の流れ



<令和3年度交付実績>
405自治体

認知症施策推進大綱に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的 令和5年度概算要求額 132億円（127億円）※（）内は前年度当初予算額

◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

2 事業の概要

① 認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】

・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症地域支援推進員の設置 ・ 「チームオレンジ」の整備
・ 認知症の人と家族への一体的支援の推進

② 認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】

・ 広域的な認知症高齢者見守りの推進 ・ 認知症の普及相談、理解の促進 ・ 若年性認知症支援体制の拡充 ・ 認知症本人のピア活動の促進
・ 認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③ 認知症疾患医療センターの運営 【12.9億円（12.9億円）】

・ 地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
・ 地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援

④ 認知症理解のための普及啓発等 【40百万円（40百万円）】

・ 認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発 ・ 日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進（認証制度の創設等）

⑤ 成年後見制度の利用促進 【11.2億円（6.4億円）】 【137億円の内数等】

・ 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備 ・ 市民後見人等の育成 ・ 成年後見人等への報酬

⑥ 認知症研究の推進 【13.1億円（12.4億円）】

・ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル等に関する研究開発 ・ 認知症実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦ その他

・ 認知症サポーターの養成 ・ 認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成 ・ 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援 等

認知症疾患医療センター運営事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3974)

令和5年度概算要求額 13億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・ 専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
- ・ 地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
- ・ 診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
- ・ 事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与

【実施主体】

・ 都道府県・指定都市

【補助率】

・ 国 1/2

【備考】

・ （事業実績）全国496カ所、317圏域／全335圏域 ※令和4年5月現在

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策

3. 医療・ケア・介護サービス

（1）早期発見・早期対応、医療体制の整備

（認知症疾患医療センター）

- 都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する。
- 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行う。

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上（2020年度末）

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和5年度概算要求額 86億円の内数 (86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症初期集中支援推進事業
「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。
- 認知症地域支援・ケア向上事業
認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。
(推進員の業務内容)
 - ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
 - ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
 - ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整
- 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数(※)本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業(社会保障充実分)の実施保険者数

➤ 認知症性疾患の病態解明に資する研究の推進

認知症研究の推進（認知症研究開発事業、認知症政策研究事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和5年度概算要求額 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開
- (1) 認知症研究開発事業
 - ◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ
 - ・大規模認知症コホート研究
 - ・認知症ステージ別コホート研究
 - ・薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築する研究
 - ◆ バイオマーカー研究
 - ・認知症診断に資するバイオマーカー研究
 - ◆ 病態解明を目指した研究
 - ・認知症ゲノム研究
- (2) 認知症政策研究事業
 - ◆ 認知症施策の推進に資する調査研究
 - ・軽度認知障害の者への支援のあり方に関する研究
 - ・独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・継続化するための研究
 - ・認知症者の人生の最終段階の医療提供に関する研究 等

【実施主体等】

補助先：(1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
(2) 研究者・民間事業者等 (公募により選定)

補助率：定額

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を特定。
(対象者) 認知症発症前の者(健康、軽度認知障害)、一部認知症患者
(規模) ~12,000

J-TRC (薬剤試験対応コホート)

前臨床期(脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者)を対象とし、試験に対応できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な試験実施を目的としたコホート研究。

『トライアルレディコホート(J-TRC)構築研究』を令和元年10月31日より開始
<https://www.j-trc.org/>

令和5年度新規研究(予定)

- ・遺伝性認知症を対象としたコホートの構築
- 基盤研究とともに、遺伝性認知症のトライアルレディコホートの構築を推進。
- ・臨床サンプル・データを用いた認知症性疾患の病態解明を目的とする研究
- 臨床情報をもとに、認知症疾患の発症機序解明と新規薬剤ターゲットの同定を目指す

事業実績：令和3年度実施研究課題(1) 18課題 (2) 10課題

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)(抜粋)

第2 具体的な施策 5. 研究開発・産業促進・国際展開 (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、(2) 研究基盤の構築

KPI/目標

- ・認知症のバイオマーカーの開発・確立(POC取得3件以上)
- ・日本発の認知症の疾患修飾薬候補の試験開始
- ・認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ・薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築

➤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

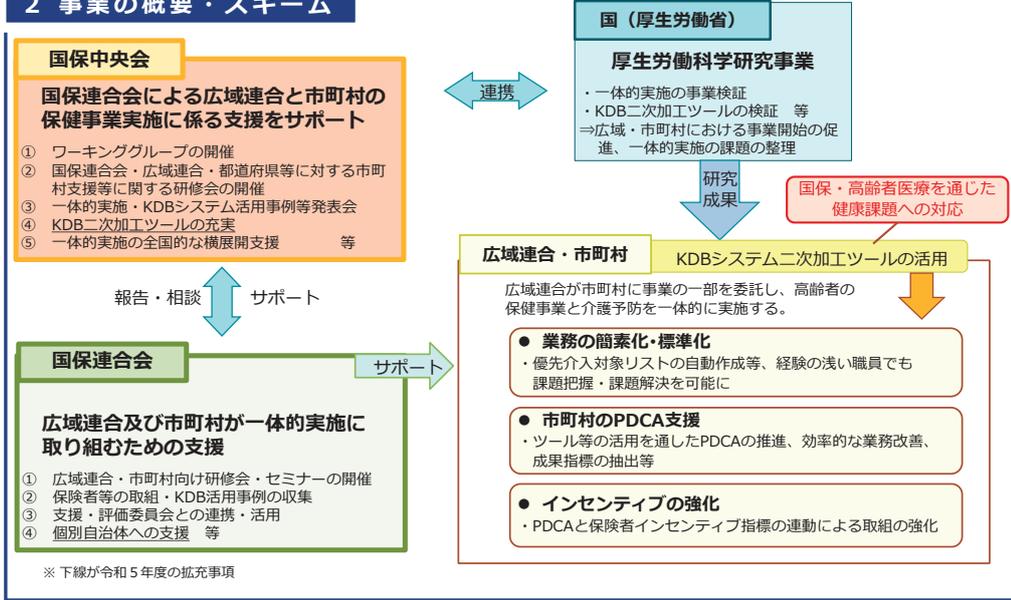
拡充 推進枠 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業 保険局高齢者医療課（内線3190）

令和5年度概算要求額 1.2億円（69百万円） ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、令和6年度までに全ての市町村において取組が実施されるよう、効果的な横展開を図る。※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
361（令和2年度）
793（令和3年度）
※令和6年度までに全ての市町村での実施を目指す。
※令和3年度の市町村数は令和4年2月時点

➤ 糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援

推進枠 糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援 保険局保険課（内線3173）

令和5年度概算要求額 52百万円（52百万円） ※ ()内は前年度当初予算額

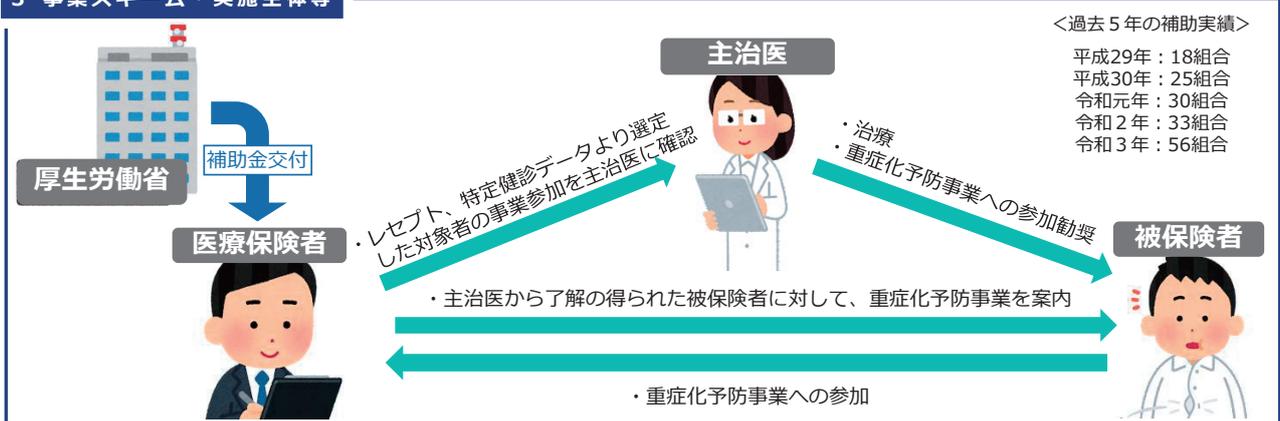
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和4年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充を行った。

3 事業スキーム・実施主体等



令和5年度概算要求額 1.0億円 (3.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

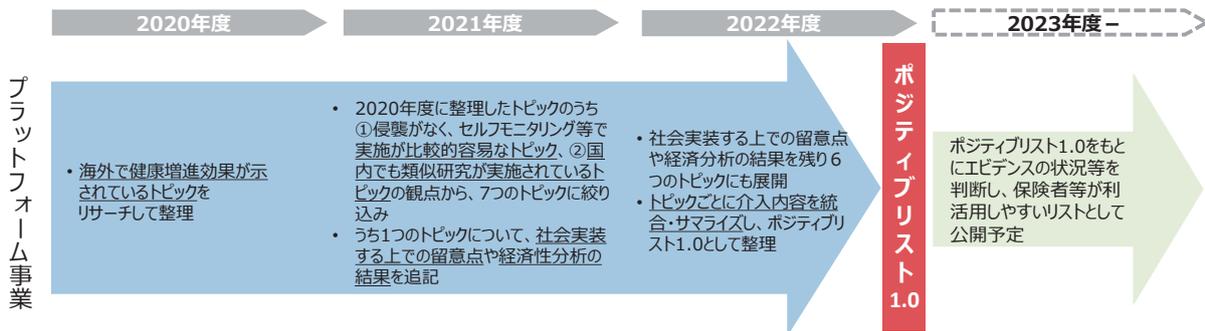
- 令和2年度から令和4年度まで、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進するため、以下の事業を実施。
 - ・予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業
 - ・健康増進効果等のエビデンスが示されており、保険者等が取り組みやすい予防・健康づくりの介入方法に関するポジティブリストの整理
- 令和5年度は、ポジティブリストを継続的にアップデートするとともに、保険者等が活用できるように整理する。
- また、特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のため、保険者等が被保険者や保健指導内容の詳細な情報を収集し、分析できるよう、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- (1) ポジティブリストを継続的にアップデートするために、質の高い海外の予防・健康づくりに関する文献レビューのサマリーを作成するとともに、ポジティブリストを保険者等が活用できるようにするために、国内事例への適用に関する情報を学識者と収集・追加する。
- (2) 特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のためには、限られたNDBのデータだけでなく、より現場に近い保険者等が患者の詳細な情報や、保健指導の詳細な情報を収集し、自ら分析をすることが必要であるため、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

実施主体等

【実施主体】(1) 委託事業、(2) 保険者
【事業実績】
公募により選定された保険者
令和3年度：5 保険者



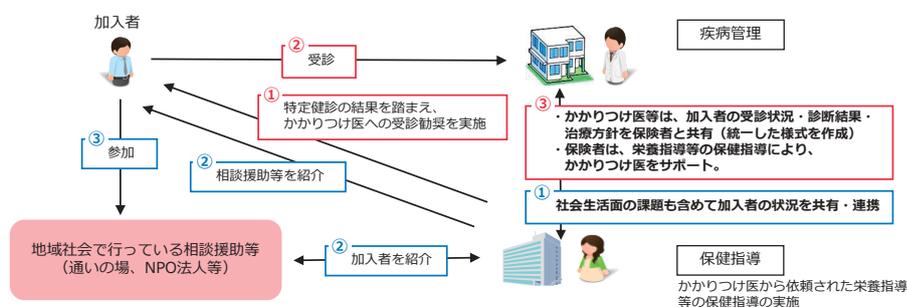
令和5年度概算要求額 92百万円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。
- 令和3年度は全国7箇所、令和4年度は全国6箇所の保険者協議会においてモデル事業を実施。
- 令和5年度は先進的な事例を横展開するとともに、モデル事業での実施結果を踏まえ保険者が活用可能な取りまとめを実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【イメージ】



実施主体等

【実施主体】
保険者協議会
委託事業 (取りまとめ)

【事業実績】
公募により選定された保険者協議会
令和3年度：7 保険者協議会

【スケジュール】

2021 (R3) ~2022 (R4) 年度

モデル事業実施 (保険者協議会で数カ所)

2023 (R5) 年度

先進的事例の横展開
モデル事業実施結果取りまとめ

2024 (R6) 年度

実施結果を踏まえ特定健診等
実施計画などへ反映

新規 推進枠 女性の健康支援事業 健康局健康課（内線2396）

令和5年度概算要求額 **30**百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

女性が生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、女性の健康に関する支援に向けた取組を進める。

2 事業の概要・スキーム

① 女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を疾病予防対策費等補助金を用いた形で事業化し、

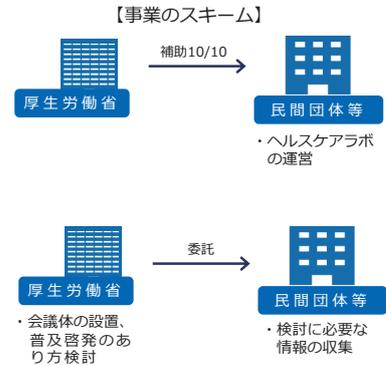
- （1）女性特有の病気や健康状態について自分自身でチェックすべきポイントを紹介し、結果に応じた受診を勧奨
- （2）ライフステージごとの健康の悩みに関する対策等を周知を通じ、女性の健康に関するリテラシーの向上や、社会的関心の喚起を図っていく。

【女性の健康推進室ヘルスケアラボ】

「女性の健康の包括的支援政策研究事業」の一環として、女性の健康の一層の推進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究の一部として運営。

② 普及啓発のあり方の検討

誰もが女性の健康課題等への理解・関心を深めることができるようにするため、どのような普及啓発が効果的かについて、有識者等による会議体を設置し、普及啓発のあり方を検討する。



3 実施主体等

① 女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

実施主体：民間団体等
補助率：国10/10

② 普及啓発のあり方の検討

実施主体：委託事業（民間団体等）

新規 推進枠 HPV相談支援体制・医療体制強化事業 健康局予防接種担当参事官室（内線2976）

令和5年度概算要求額 **1.1**億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、症状を呈する患者に対してより身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県毎に協力医療機関が選定されている。
- また、当該ワクチンにかかる定期接種の個別の勧奨については、令和4年4月から実施することを周知したところであり、それに伴い、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等について、都道府県や協力医療機関等に求められる役割を示したところである。
- 本事業については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、被接種者が体調の変化を感じた際、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談・医療体制強化のための地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。
- なお、令和4年4月から積極的勧奨が再開したことから、今後、拠点病院への相談や検討すべき症例は増加すると想定される。そのため、**現状、1ブロックあたり概ね1医療機関を拠点病院として選定しているところ、協力医療機関の質やサポート体制について、更なる強化が必要であり、それらに迅速かつきめ細やかに対応できるよう体制を強化するものである。（1ブロックあたり2医療機関程度を選定）**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

1. 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

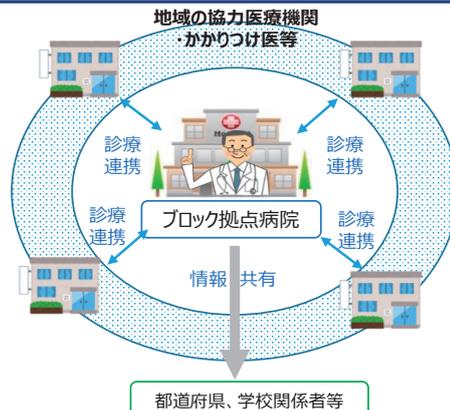
ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例を共有したり、最新の知見を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関に対して確実に伝わる体制を構築する。協力医療機関でない医療機関に対しても、研修会等の実施を通して、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

2. 実施主体

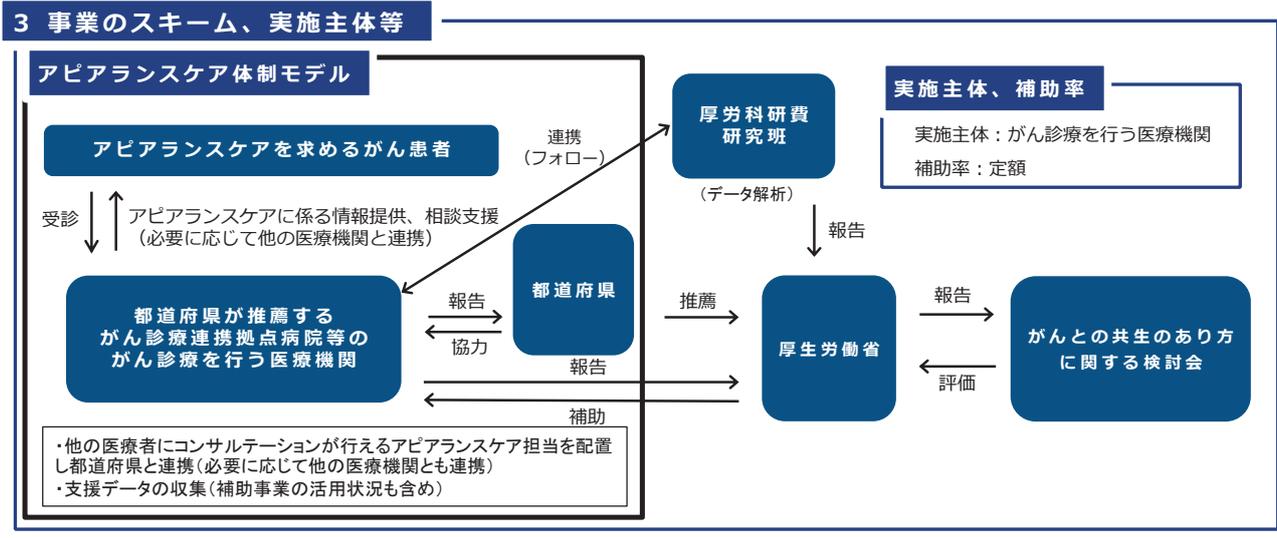
公募により実施（各ブロック（全8ブロック）あたり2医療機関程度）



新規 推進枠 健康局がん・疾病対策課（内線3827）
がんとの共生に向けた相談支援の強化（アピアランス支援モデル事業）

令和5年度概算要求額 26百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

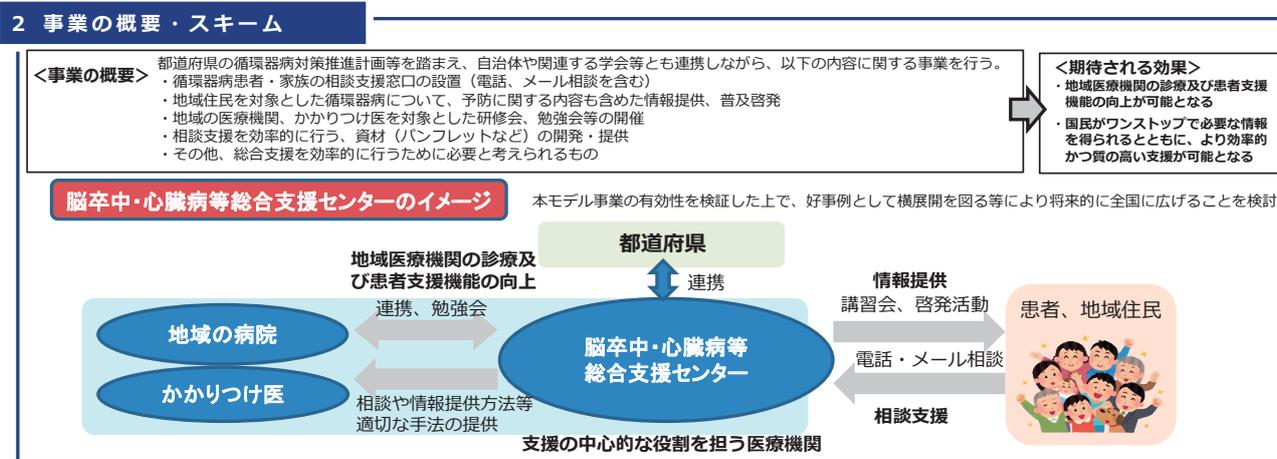
- | | |
|---|--|
| <p>1 事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が必要。 ○アピアランスケア体制の構築に当たっては、がん治療を行う医療機関と都道府県とが連携し社会全体で患者を支援する必要があるが、どのような体制が効果的であるかを検証した上で全国展開を図る。 | <p>2 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。 ○検証に当たっては厚生科研費研究班と連携し、分析を行う。 |
|---|--|



拡充 推進枠 健康局がん・疾病対策課（内線2359）
脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

令和5年度概算要求額 3.0億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

- 1 事業の目的**
- 循環器病対策推進基本計画で、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも幅広い内容であり、各医療施設で個々の取組はされているものの情報が行き渡っているとはいえず、全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある。
 - この取組を効果的に推進するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携しつつ、地域の医療機関と勉強会や支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化し、包括的な支援体制を構築することにより、地域全体の患者支援体制の充実を図ることを目的とする。



- 3 実施主体等**
- ◆実施主体：各都道府県において、脳卒中・心臓病等の循環器病に対する中心的な役割を担う医療機関
 - ①先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取れること
 - ②自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること
 - ◆箇所数：15箇所 ◆1箇所あたり：2,000万円 ◆補助率：定額（10/10相当） ◆事業実績：令和4年度応募数32病院、採択数12病院

拡充 **アレルギー疾患医療提供体制整備事業** 健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度概算要求額 62百万円 (55百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

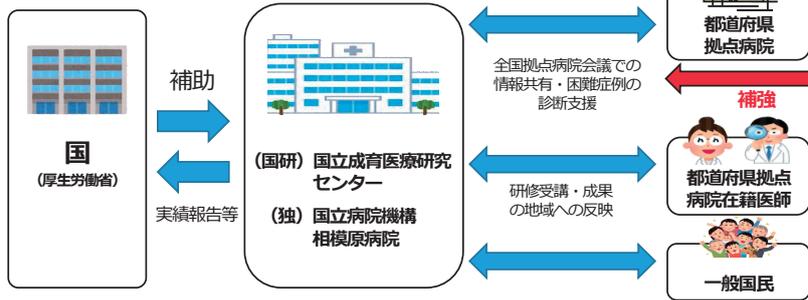
1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」において、（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院が「中心拠点病院」として指定されており、これまでの実績やノウハウ等を活用し、基本指針に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- (1) アレルギー疾患診療連携ネットワーク構築事業
- (2) アレルギー疾患医療診断等支援事業
重症例や診断困難例など専門性の高いアレルギー疾患医療の診断・治療に関する医療機関からの相談に対応する。また、新たに中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を実施する。
- (3) アレルギー疾患に係る医師に対する研修支援事業
- (4) アレルギー疾患患者や家族等に対する相談事業

<事業イメージ>



◆ 都道府県拠点病院が全都道府県に設置されたが、医療提供体制に地域間格差が見られ、体制が十分ではない地域があるといった指摘がある。

◆ 中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を実施し、アレルギー疾患医療連携体制の更なる強化とアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

新

中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を開催（新規）

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院
- ◆ 補助額：（国研）国立成育医療研究センター：24百万円（21百万円）、（独）国立病院機構相模原病院：37百万円（34百万円）
- ◆ 事業実績：アレルギー疾患に係る医師等に対する研修の受講者数643名（令和3年度実績）
- ◆ 補助率：定額（10/10相当）

新規 **慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）** 健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度概算要求額 24百万円 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

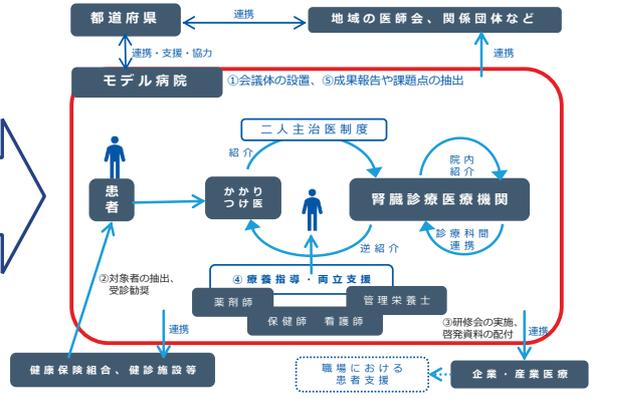
1 事業の目的

- 腎臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が乏しく、症状を自覚した時には既に進行しているケースが少なくない。慢性腎臓病(CKD)の患者数は約1,300万人と多く、悪化し末期腎不全に至れば人工透析が必要となり、患者のQOLが大きく損なわれ、医療費も高額である。一方、早期に発見し適切な治療を行えば、透析の回避や健康寿命の延伸、透析導入時期の後ろ倒しによる生涯透析年数の短縮が可能であるため、早期発見・早期治療による重症化予防が極めて重要である。
- R1～4年度に実施した慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業及び厚生労働科学研究により得られた課題として、健康保険組合等の関与の必要性、院内連携・診療科間連携の重要性、特に現役世代を対象とした多職種連携による療養指導、産業医療の視点を踏まえ企業を巻き込んだ両立支援の重要性が挙げられている。
- これらの課題を踏まえ、慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）を実施し、CKDの重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・イメージ

- <事業の概要>**
- ① 都道府県が実施する腎疾患対策と連携可能な病院において、都道府県や健保組合、健診施設、地域の医師会、産業医や企業等と連携し、腎疾患の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
 - ② 健康保険組合等と連携して、療養指導等が必要な対象者の抽出及び医療機関への受診勧奨の実施
 - ③ 企業・産業医等に対して、重症化予防及び療養に係る患者支援の重要性について周知を図るための研修会の実施及び啓発資料の配付・提供
 - ④ 多職種連携による療養指導及び両立支援の実施
 - ⑤ 事業実施における成果報告や課題点の抽出

<事業イメージ>



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：特別対策費を申請する都道府県及び健保組合、企業、地元医師会等と連携して事業の実施が可能な病院
- ◆ 箇所数：7箇所
- ◆ 1箇所あたり：340万円
- ◆ 補助率：定額（10/10相当）

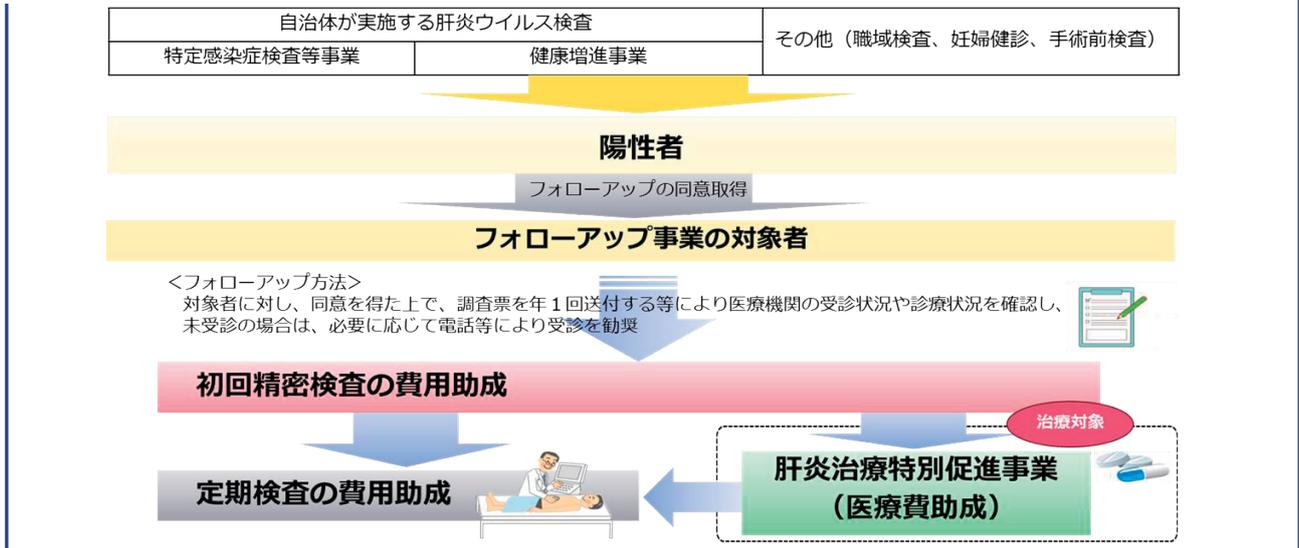
肝炎患者等の重症化予防の推進

令和5年度概算要求額 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援

令和5年度概算要求額 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨とした肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始。令和3年4月から見直し。）

2 事業の概要・スキーム

【助成対象：令和3年4月～】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

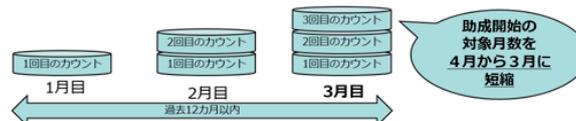
【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額	【70歳以上】		高額療養費の限度額	
			年収約370万円以下	負担割合	外来	入院
年収約370万円以下	3割	57,600円 ^{※1}	70～74歳 2割	8,000円	18,000円 ^{※2}	57,600円 ^{※1}
住民税非課税		35,400円 ^{※2}	75歳以上 1割		8,000円	24,600円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円

✓ 入院医療
外来医療も対象に追加

- 分子標的薬
- 免疫チェックポイント阻害薬
- 肝動注化学療法

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



3 事業実績

実施自治体数：47都道府県（47都道府県） ※ 令和3年度交付決定ベース、括弧は令和2年度

➤ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

拡充 推進枠 **難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進** 健康局難病対策課（内線2355）

令和5年度概算要求額 **1,628億円（1,563億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、昨年7月に取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- (1) 難病患者等への医療費助成の実施
 - 難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
 (主な事業) 難病医療費等負担金/令和5年度概算要求額: 1.279億円/実施主体: 都道府県、指定都市/補助率: 1/2
 実績(令和2年度末時点の支給認定者数): 103万人
- (2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
 - 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
 (主な事業) 難病相談支援センター事業/令和5年度概算要求額: 6.7億円/実施主体: 都道府県、指定都市/補助率: 1/2
- (3) 難病の医療提供体制の構築
 - 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、**全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な利活用方法についての検証【拡充】**等を実施する。
 (主な事業) 難病医療提供体制整備事業 /令和5年度概算要求額: 5.6億円/実施主体: 都道府県、指定都市/補助率: 1/2
 難病ゲノム等情報利活用検証事業/令和5年度概算要求額: 3.3億円/実施主体: 民間団体/委託 **【拡充】**
- (4) 小児慢性特定疾病対策の推進
 - 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援を行う。
 (主な事業) 小児慢性特定疾病医療費負担金 /令和5年度概算要求額: 169億円/実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率: 1/2
 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金/令和5年度概算要求額: 9.2億円/実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率: 1/2
- (5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
 - 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。
 (主な事業) 難病対策等の推進のための患者データ登録整備事業/令和5年度概算要求額: 16億円/実施主体: 民間団体等/委託

➤ 移植医療対策の推進

拡充 推進枠 **移植医療対策の推進** 健康局難病対策課移植医療対策推進室（内線2363）

令和5年度概算要求額 **39億円（35億円）** ※（）内は前年度当初予算額

造血幹細胞移植対策の推進 25億円（24億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① **骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 4.9億円（4.9億円）**
 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ② **骨髄データバンク登録費 6.5億円（6.4億円）**
 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ **臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費）【拡充】 6.6億円（6.2億円）**
 臍帯血移植の実施数が増加している一方で臍帯血公開保存数が中長期的に見て減少傾向にあることから、臍帯血採取協力産科施設への支援強化や臍帯血提供協力のための普及啓発により臍帯血の確保対策を図る【新報】とともに、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④ **造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 78百万円（77百万円）**
 患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。
- ⑤ **造血幹細胞提供支援機関事業 1.9億円（1.9億円）**
 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥ **造血幹細胞移植医療体制整備事業 4.0億円（4.0億円）**
 移植後患者の生存率が向上するなど、造血幹細胞移植医療を取り巻く状況が変化してきている中で、移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益財団法人日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
- ◆ 補助率: 定額、1/2

臓器移植対策の推進 12億円（8.8億円）

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ① **臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 12億円（8.6億円）**
 臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。
 (主な事業)
 ● **あっせん業務体制の強化【拡充】 8.0億円（4.8億円）**
 医療提供体制の整備等により見込まれる臓器あっせん事例の増加や増加に伴う複数事例の同時発生に対応できるよう、**臓器移植コーディネーターの増員【拡充】、あっせん業務のシステム化による業務効率化等【新報】**を行い、臓器提供体制の基盤強化を図るとともに、日本臓器移植ネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。
- **臓器提供施設の院内体制の整備 1.1億円（1.1億円）**
 脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器判定時のマニュアルの整備や摘出手術のシミュレーション等を実施し、臓器提供施設としての院内体制の整備を図る。
- **臓器提供施設の連携体制の構築 98百万円（93百万円）**
 脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供施設が少なくない施設等に対し、体制整備等についてのノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時には脳死判定を行う医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を実施し、各地域における臓器提供施設の連携体制の中心的施設を定め、連携を強化する。
- ② **普及啓発等事業費 25百万円（25百万円）**
 臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、②国
- ◆ 補助率: 定額、1/2

※上記の他、概算要求額には、移植医療の研究の推進として1.7億円（1.6億円）を計上している。

拡充 推進枠 **8020運動・口腔保健推進事業** 医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度概算要求額 11億円（8.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- **8020運動推進特別事業**：都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うこと等を目的として平成12年度から実施
- **都道府県等口腔保健推進事業**：「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年公布・施行）に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため、平成25年度から実施
 - （令和5年度）都道府県等において、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（以下、「次期基本的事項」）」の最終評価及び次期基本的事項の策定（R4年度）を踏まえた対応が可能となるように事業内容の見直しや拡充を図る。
 - 「骨太の方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討が求められていることを踏まえ、自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 1. 8020運動推進特別事業**
 歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。
 ◆ **令和5年度：各都道府県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会の設置に係る費用を拡充。**
 補助対象：都道府県 【補助率：定額】
- 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置 **【拡充】**
 - 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業
- 3. 歯科口腔保健支援事業 【拡充】**
- 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
 - ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等
 - 次期国民歯科保健運動の展開
 - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

- 2. 都道府県等口腔保健推進事業**
 地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び歯科・歯科連携の取組みに対する安全性や効果等の普及を図る。
 また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。 【補助率：1/2】
- 口腔保健支援センター設置推進事業
 - 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上等事業
 - ① 歯科疾患予防事業 **【補助要件見直し・拡充】**
 - ② 歯科健診事業 **【新規】**
 - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
 - ① 歯科保健医療推進事業 **【市町村補助要件見直し】**
 - ② 歯科医療技術者養成事業 **【補助要件見直し】**
 - III 歯科口腔保健推進体制強化事業 **【市町村補助要件見直し】**
 - IV 調査研究事業 **【補助要件見直し】**
- ※2)の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整



拡充 推進枠 **生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業** 医政局歯科保健課（内線2583）
 （就労世代の歯科健康診査等推進事業）

令和5年度概算要求額 3.4億円（2.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実施が重要であり、「骨太の方針2022」において「いわゆる国民皆歯科健診」の具体的な検討が記載された。

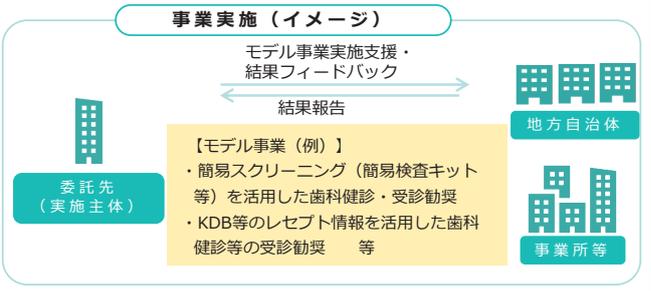
現行 (根拠法)	乳幼児期	学齢期	20代、30代	40~74歳	75歳以上
（根拠法） 歯科健診	乳幼児歯科健診 (母子保健法)	学校歯科健診 (学校保健安全法)	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		
			40、50、60、70歳 歯周疾患検診 (健康増進法)		後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)

- ◆ 一部を除き、職域での歯科健診がなく、歯科健診（検診）の受診率が低い。
 - ◆ 歯周病を有する者の割合が高い。
- (※下線部は受診が義務化)

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

2 事業の概要、実施主体

- 歯科健診の受診率向上策の検討**
- ・ 歯科健診を実施していない事業所等や歯科専門職の不在等により、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない（又は歯科健診対象者の拡大等、歯科健診の受診率向上に向けた取組を検討している）自治体において、歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業を実施する（令和5年度はモデル事業実施規模を拡大）。
 - ・ 効果やコスト、実施体制等について、持続可能性も含め、モデル事業の結果を検証し、就労世代の歯科健診等の実施率のため、職域における歯科健診の意義（重要性）や歯科健診等の効果的な実施方法等について、関係者に情報発信を行う（令和5年度新規）。



令和5年度概算要求額 2.0億円（—）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」と記載されたが、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%にとどまっている。
- 歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で**72.6%**にとどまっている。実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「**歯科専門職の不在**」や手間がかかるといった「**時間的負担**」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

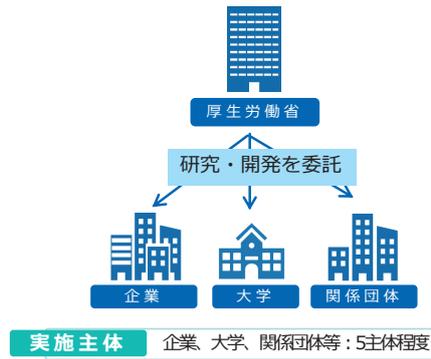
2 事業の概要・スキーム・実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患（歯周病は必ず含むものとする）のリスク評価が可能であり、次の要件を満たすスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断薬の承認をめざすものであること。
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること。

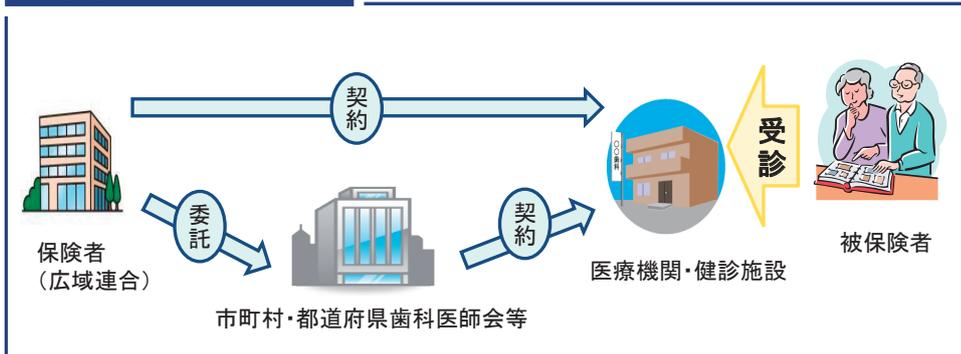


令和5年度概算要求額 7.0億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施することとし、広域連合に対して国庫補助を行う。
※経済財政運営と改革の基本方針2022
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、厚生労働省において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
（例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）） 咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：広域連合
- 補助率：1/3
- 負担割合：国 1/3、
地銀措置 1/3
保険料 1/3
- 事業実績：実施広域連合数
47（平成30年度）
47（令和元年度）
44（令和2年度）
46（令和3年度）

拡充 推進枠 **歯科医療提供体制構築推進事業** 医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度概算要求額 2.7億円（2.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

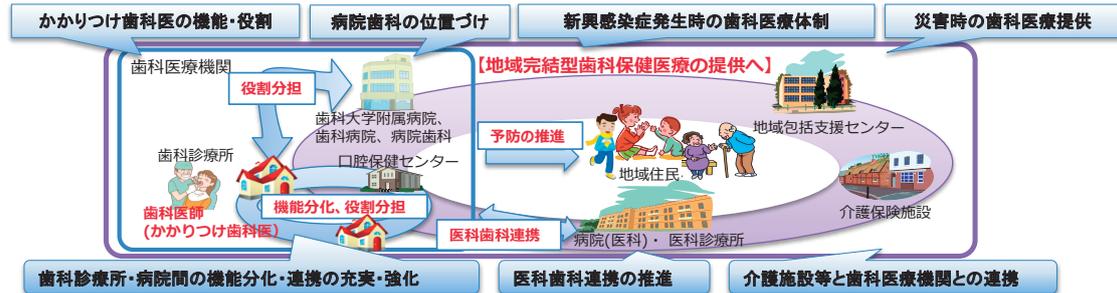
1 事業の背景・課題

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

2 事業の概要、実施主体

① 各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

- 補助対象事業のイメージ（案）（補助対象：都道府県 補助率：1/2相当）
- ・ NDB（National Database；レセプト情報・特定健診等情報データベース）やKDB（Kokuho Database；国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
 - ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
 - ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
 - ・ 障害児者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



② 効果的な事業展開を進め歯科保健医療提供体制の確保を加速させるため、都道府県支援を行うことができるよう支援者を養成する。対象者は都道府県歯科医師会担当者、都道府県庁職員、口腔衛生、統計学研究者など【実施主体：委託により選定（コンサル等）】

令和5年度は、補助対象箇所数を拡充するとともに、対象前年までの取り組みを周知し、各種データや評価指標の活用・分析方法及び施策立案についてのワークショップ等の研修会を新規で開催し、支援者の更なる養成を図る。

拡充 推進枠 **歯科衛生士の人材確保推進事業** 医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度概算要求額 1.8億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景・課題

- ◆ 歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士の確保は必要不可欠であるが、新人歯科衛生士の離職や未就業者が多いなどの課題がある。このため、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を目的として、研修施設を毎年1カ所ずつ整備している。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨床現場での実習の経験がきわめて少ない者が入職する可能性があり、医療安全上の課題等により、職場での業務習得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。
- ◆ こうした影響は、新人歯科衛生士の入職後の早期離職や指導する立場の歯科衛生士の負担増大等につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性が高い。
- ◆ また、復職を希望している歯科衛生士に対する相談・研修に加えて、求人を行う歯科医療機関に対して、雇用主としての研修の機会の必要性が指摘されている。

2 事業の概要、実施主体・実績

1) 歯科衛生士技術修練部門【実施主体：公募により選定（教育機関等）】（4箇所で開催中）

- 歯科衛生士技術修練部門の初度整備・運営
- 歯科衛生士技術修練部門の整備・運営
- 新人歯科衛生士を対象とし、臨床現場での体験学習を主とした研修を実施。
- 歯科衛生士教育機関等に復職支援に必要な設備整備を行うとともに、研修指導者やキャリア相談を行うスタッフを配置し施設の運営を支援。

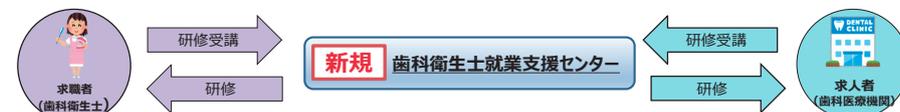


2) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修【実施主体：公募により選定（団体等）】（1団体を選定）

- ・ 地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを開催する。（令和3年度実績：計4回実施、90名が受講）

3) 歯科衛生士就業支援センター【実施主体：公募により選定（団体等）】

- ・ 歯科衛生士の就業支援のため、歯科衛生士向け及び歯科医療機関向けの研修会を行う。



➤ 残留農薬等の試験法・規格基準策定の推進

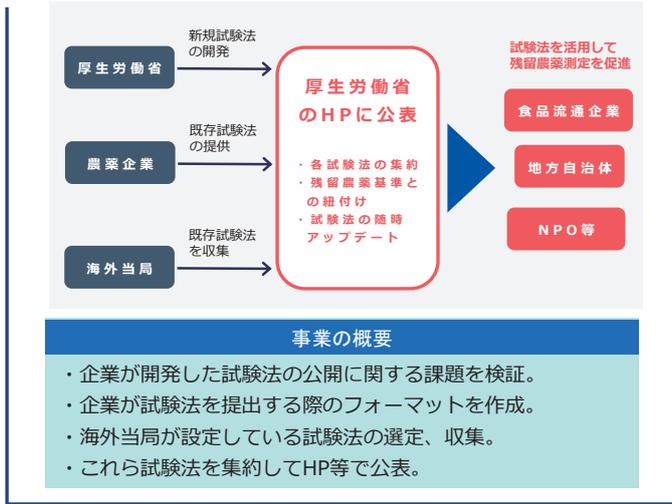
新規 推進枠 残留農薬基準試験法の情報収集及び活用に関する検討事業 医薬・生活衛生局食品基準審査課 (内線2444)

令和5年度概算要求額 20百万円 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 残留農薬基準に基づき、国内食品の残留農薬を測定するためには、農薬有効成分及び食品を対象とした試験法が必要。しかし、これら試験法の開発にはコストと時間がかかるため、全ての基準に設定できていない。(約170品目が試験法未設定、試験法の設定は年に10品目程度)
- ・ 一方で、厚生労働省が試験法を設定していない農薬有効成分及び食品であっても、農薬企業が自社開発した試験法や海外当局が設定した試験法など、化学的に測定可能な手法が既に存在していると考えられる。
- ・ 企業による試験法を収集するための体制を整備し、収集・整理した試験方法を、参照しやすい形で公開することで、国内食品の残留農薬について、測定可能な範囲を拡大することを目的とする。

2 事業の概要



3 事業効果、実施主体

事業効果

- ・ 厚生労働省による試験法が設定されるまでの間、既存の試験法を活用することで、国内食品の残留農薬を測定できる範囲が拡大。
- ・ 食品流通企業や地方自治体などがこれら試験法を用いて測定を行うことで、国内における残留農薬の自主検査が促進。
 - 基準値を超えている食品が減少し、**国内流通食品の安全性が向上**
- ・ また、将来的に厚生労働省による試験法を開発する際、収集した既存試験法を参照できる。

実施主体 (委託)

民間団体等

➤ 輸入食品の監視体制の強化

推進枠 食の安全・安心の確保・輸入食品の監視体制の強化 医薬・生活衛生局検疫所業務課 (内線2467)

令和5年度概算要求額 24億円※一部デジタル庁計上 (19億円) ※ ()内は前年度当初予算額

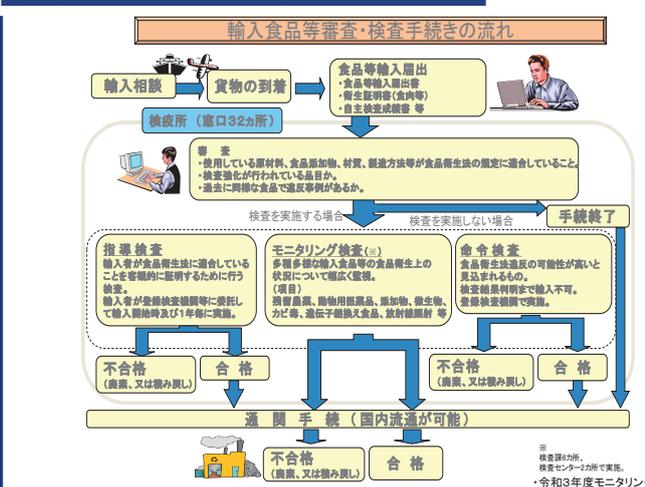
1 事業の目的

我が国には、世界各国 (約200カ国) から年間235万件、3,106万トン (令和2年度実績) の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定 (TPP11、日EU・EPA、RCEP等) の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

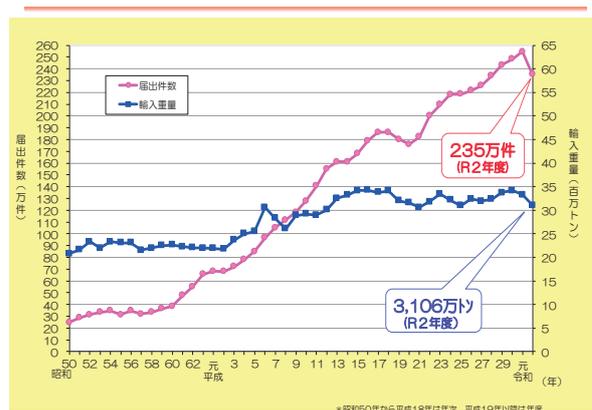
2 事業の概要

輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保等を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。

3 事業のスキーム・事業主体等



食品等の輸入届出件数・重量推移



推進枠

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度概算要求額 8.6億円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

CEPI（Coalition for Epidemic Preparedness Innovations）は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要スキーム・実施主体等

第1期（2017～2021年）

活用予算 23億ドル

日本はこのうち**2.2億ドル（約243億円）**（全体の約10%）を拠出

- ・ 既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・ アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献
- ・ 日本から二バウイルスワクチン開発プロジェクトが採択（東京大学）

実施主体: CEPI

拠出先: 世界銀行

事業実績: 2017年～2021年の5年で約243億の拠出

第2期（2022～2026年）

目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会合にて
今後5年間で**3億ドル**の拠出を新たに行うことを表明

- ・ 次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・ 新たなワクチン製造技術の開発
- ・ エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・ 臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・ 日本からコロナウイルスワクチン開発プロジェクトが採択（NEC）

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣（当時）



Gaviワクチンアライアンス拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度概算要求額 4.9億円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。
※Gavi（Global Alliance for Vaccines and Immunization）とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

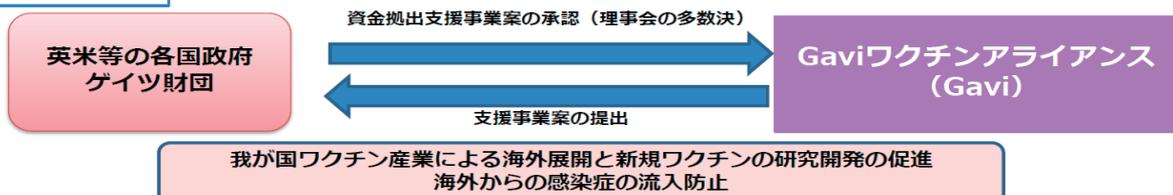
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。

- ①ワクチンプログラム
乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など
- ②予防接種制度への投資
遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など
- ③新型コロナウイルス感染症対策支援活動
ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進 など

○2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをプレッジ（2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明）。
なお、令和2年度第1・3次補正により2億ドルは措置済（外務省と折半）

拠出のイメージ



実施主体: Gavi ワクチンアライアンス
補助先: Gavi ワクチンアライアンス
事業実績: 10.8億円（令和3年度実績）

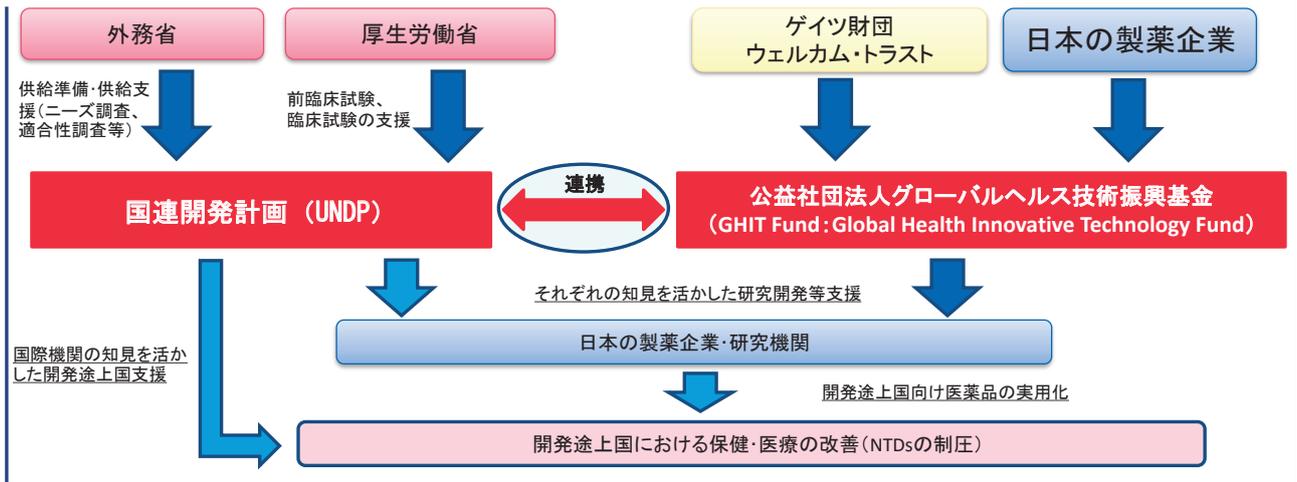
令和5年度概算要求額 2.5億円（-）※（ ）内は前年度当初予算額（参考 令和3年度補正予算：4億円）

1 事業の目的

2015(H27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、顧みられない熱帯病(NTDs)※や結核、マラリア等の根絶等について明記されている。しかし、これら開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、そうした開発途上国向けの医薬品研究開発を、ゲイツ財団等も含む官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行っている。

(※顧みられない熱帯病[NTD、Neglected Tropical Diseases]の例：リーシュマニア症、シャーガス病、住血吸虫症 など)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



➤ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進

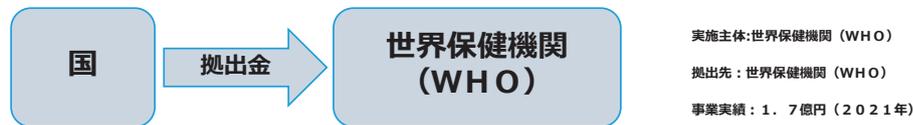
令和5年度概算要求額 2.9億円（2.4億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 先般のエボラ出血熱の流行については、保健システムが脆弱な国で生じたことが事態を悪化させる要因であったと指摘されており、世界的なUHC達成の機運が高まっている。
- 持続可能な開発目標(SDGs)、日本開催の平成28年G7サミットや令和元年G20保健大臣会合の中でも、UHCが重要なアジェンダとされ、日本として当該分野の取組に今後も注力する必要がある。
- しかし、概念あるいは抽象的目標としてのUHCに異論はないものの、何をどうするかについての実践的方策を日本から発信し、WHOなどが定める国際基準・規範に影響を及ぼした例は極めて限定的であるところ。
- 従って、新たな国際コミットメントへの我が国の貢献の具体化を推進するUHC達成支援事業を行う。
- 国民皆保険を61年前(1961年開始)に達成した我が国が蓄積してきた知見や先進的な取組を世界と共有し貢献することで、本分野におけるイニシアチブを確保する。
- 本事業を通じて、各国の保健システム強化を支援することから、新型コロナウイルス感染症やそれ以外も含めた感染症の拡大に備えて、引き続き本事業を実施することが必要。

2 事業のスキーム・実施主体等

- 国から世界保健機関(WHO)へ拠出することで、
- UHC達成について、具体的な方策を提示・実践することにより、世界、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。
- 国際社会から期待される役割を果たし我が国のプレゼンスを強化できる。
- 生活習慣病対策など、特に途上国で取組みが遅れている分野で日本がパイオニアとなり、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。



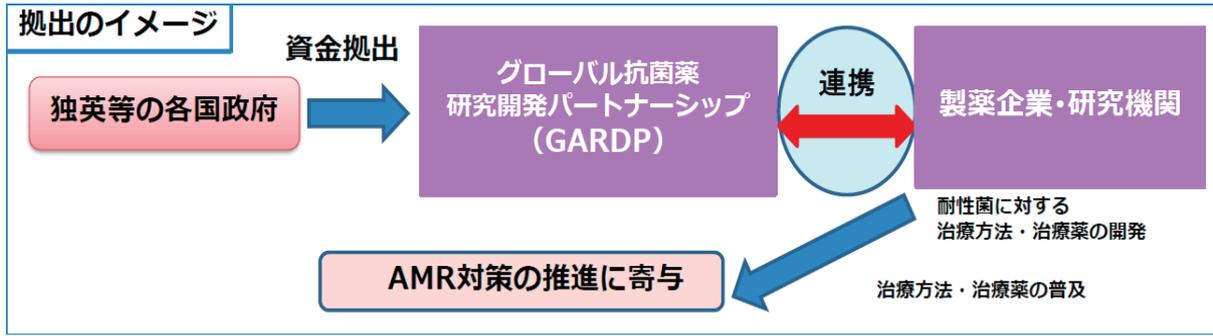
令和5年度概算要求額 2.2億円（1.9億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。その中で、GARDPは製薬企業等と連携して治療薬の開発を行い、実績を上げているところ。連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)
 拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)
 事業実績:1.9億円(令和3年度実績)

医療技術・制度・製品の国際展開支援、国際公共調達市場への参入支援



医療技術等国際展開推進事業

令和5年度概算要求額 6.0億円（4.3億円）※（ ）内は前年度当初予算額

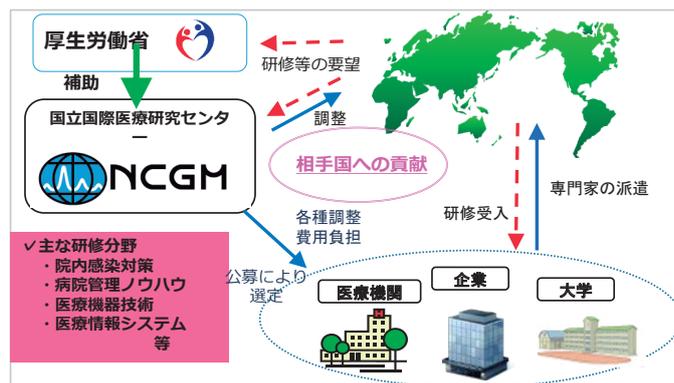
1 事業の目的

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国の保健省との協力関係の樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の相手国への派遣、相手国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国医療の国際展開に向け、国立国際医療研究センター（NCGM）が実施主体となり、
 - ①我が国医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療従事者等の諸外国への派遣、
 - ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れ、
 による研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
- TICAD8やグローバルヘルス戦略を踏まえて、アフリカ等での研修を強化する【拡充】。

実施主体：NCGM
 補助率：定額（10/10相当）



3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ**66,000人超**の医療従事者を育成
- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去4年間（2018-2021）で **計27例**
 - ベトナム：EBUS技術が保険収載 等
 - インドネシア：保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術：過去4年間（2018-2021）で **計63例**
 - ベトナム：超音波気管支鏡機器(3台)、補聴器(390台) 等
 - カンボジア：血液検査装置(100台)

国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進事業

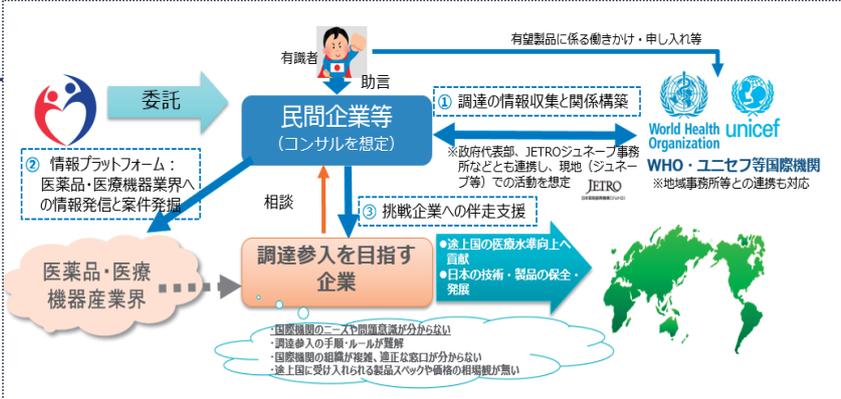
令和5年度概算要求額 1.2億円（0.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新興国・途上国は、我が国の優れた医薬品／医療機器が医療水準の向上に貢献できる余地は大きい。**成長市場**としての観点のみならず、**国内市場が縮小**する中で、**感染症分野をはじめとした技術を我が国の企業が保持していく観点からも、新興国・途上国への展開は極めて重要**。
 - 一方、規制等の違い等から、新興国・途上国への日本企業の参入は容易ではない。
 - 国連の各機関等が実施する国際公共調達の枠組を活用**することは、上記理由を打破する有効な手段の一つであるが、日本企業には以下の課題があるため、**活用はほとんどなされていない**。
 - ✓ **ノウハウ欠如**：調達市場への参入には調達実施機関（WHO・国連等）からのタイムリーな情報入手が重要。特に、医療分野の調達は業事規制が絡むため他の分野より複雑。日本の産業界にはこれらに関する**知識やノウハウが蓄積・共有されていない**。
 - ✓ **企業による努力の限界**：知見やノウハウは企業の機密情報にもなるため、広く共有することが困難。企業を支援するコンサル企業も十分に育っていない。**企業が自ら対応するには大きな努力と時間を要するため、容易ではない**。施策として調達支援を実施している海外政府もある。
 - ✓ **国際機関との連携のハード**：国際機関内・間のネットワークは複雑かつ断片的であり、**国際機関との連携経験が少ない**日本企業にとって立ち回りが難しい。国際機関側も優れた技術・製品を求めているが、日本製品を認知する機会が非常に少ない。
- ⇒日本企業には、国連等が実施する国際公共調達に関する情報やノウハウが欠如しているため、以下3事業の実施により日本企業の国際公共調達参入を後押しする。

2 事業の概要・スキーム

- ① 国際機関における調達の**情報収集と関係構築の強化【拡充】**。
- ② 有望案件の掘り起こし、①等で得た情報の産業界への**情報提供の強化【拡充】**。（国際公共調達情報プラットフォーム（仮称））
- ③ 国際公共調達にチャレンジする日本企業への専門家による**伴走支援や相談体制の強化【拡充】**



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間企業
- ◆ 実施形態：委託

4 事業実績

- ※R4新規事業につき執行準備中なるも本年10月までに以下の取組を開始予定
- ◆ 国際公共調達に有用な情報を一元的に提供するプラットフォームの開設
- ◆ 専門家に対する相談や助言（伴走支援）の提供

○被用者保険への財政支援

拠出金負担の重い被用者保険への財政支援

令和5年度概算要求額 820億円（820億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①高齢者医療特別負担調整交付金（100億円）＜平成29年度から開始＞

従来から、拠出金負担が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを設けていたところ、この仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。（補助率：1/2）
（事業実績）140保険者（令和3年度）



②高齢者医療運営円滑化等補助金（720.4億円）＜（1）平成2年度から開始、（2）平成27年度から開始＞

被用者保険者の負担の重さに応じて、
（1）総報酬に占める前期高齢者納付金等の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）
（2）前期高齢者納付金負担の対前年度からの伸び率の急増等に着目した負担軽減（600億円）
を行う。（補助率：定額）
（事業実績）1,149保険者（令和3年度）



拡充

推進枠

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

令和5年度概算要求額 10億円（5.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行により、令和5年度は加入者の増に伴う法定給付費の増加による影響が満年度となることから、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

